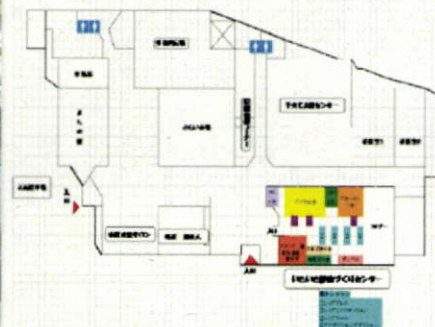


新潟県見附市等の取組① ～Smart Wellness City 健康なまちづくり～

- 我が国の超高齢・人口減少社会によって生じる様々な課題を自治体自ら克服するため、危機感を共有する19市※の首長が「Smart Wellness City 首長研究会」を設立。
- 歩いて暮らせるまちづくりや公共交通の再生、地域に根ざした健康サービス産業による雇用促進、商店街の活性化、高齢者の社会参加などを主要政策に掲げ、「エビデンスに基づく総合的政策」、「一貫性・整合性を持った有機的な施策」、「相乗効果が発揮できる施策」を都市づくりのポイントとしている。



市内の10か所に健康運動教室を設置。市民が参加しやすいよう複数のコースを設置



(※上記写真及び下記データは新潟県見附市のもの)

次の20年を見据えた日本復興

次世代に対応した都市づくり



Smart Wellness City の主要政策

- 歩いて暮らせるまちづくり
- スマートモビリティ(公共交通の再生)
- 地域に根ざした健康サービス産業による雇用促進 (ソーシャルビジネス)
- 商店街の活性化
- 高齢者の社会参加(雇用) など

次世代に対応した都市づくりのポイント

- エビデンスに基づく総合的政策
- 一貫性・整合性を持った有機的な施策
- 相乗効果が発揮できる施策



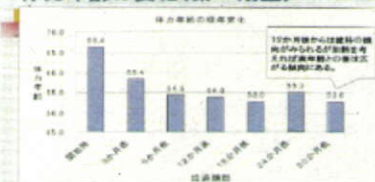
【特徴】

- 「ウエルネス」(健康)をこれからの「まちづくり政策」の中核に据え、市民誰もが参加し、疾病予防、介護予防を可能とするまちづくりを目指している。
- 住民に対する健康運動教室では、筑波大学と産学連携し、個人の身体状況にあった「個別プログラムメニュー」を作り、歩数計に運動実績を入力できるシステムを用いて、継続的な運動を支援している。また、商店街で自動車の入場規制すること(片道化)などを検討している。

【現状】

- 健康運動教室は、目標2,000人に対して、約1,400人の運動継続実施者を達成。健康づくりに一定の成果が上がり、将来的に医療費削減にも貢献。

体力年齢の変化(第一期生)



※開始時平均年齢65.9歳、30か月後平均年齢68.3歳

- 今後、この目標を達成するとともに、健康を中核にまちづくりを進めていくためには、健康づくりに関心が低い住民を巻き込むこと、健康問題は個人でなく地域の問題であることを周知していくことが重要。
- これまでの取組を通じて、住民の主体的なまちづくりへの参加の萌芽も生じている。

※Smart Wellness City首長研究会には、2011年10月現在、新潟県見附市、新潟市、三条市、妙高市、福島県伊達市、栃木県大田原市、茨城県牛久市、つくば市、取手市、埼玉県さいたま市、志木市、岐阜県岐阜市、静岡県三島市、大阪府高石市、兵庫県豊岡市、福岡県飯塚市、熊本県天草市、大分県豊後高田市、鹿児島県指宿市が参加している。

新潟県見附市等の取組② ～Smart Wellness City 健幸なまちづくり～

《具体的な取組イメージと政策分野》（新潟県三条市及び兵庫県豊岡市の取組をもとに作成。）

スマート・ウェルネス・シティの考え方	実現のための手段	医療	介護	福祉	健康	子育て	教育	コミュニティ	まちづくり	農業	環境
自然に健康になれるまちづくり	生活習慣病予防・介護予防教室の開催（医療機関、薬局とも連携）	●	●	●	●			●			
	健康を推進する啓蒙教育活動や校園庭の芝生化				●	●	●				
	歩道・自転車道の整備、コミュニティバスの運行				●			●	●		
楽しみながら健康になれるまちづくり	商店街によるミニスーパーの運営、まち歩き・まちなかイベントの実施			●	●			●	●		
地域資源を活用したまちづくり	健康産業（ものづくり）に係る製品の開発支援、販路開拓支援	●	●	●	●						
	地産地消の推進、食育活動					●	●			●	
環境にやさしいまちづくり	生ごみの堆肥化支援、資源回収活動等の促進							●	●		●
	環境・エネルギー、医療・介護等の分野における企業の連携や産学連携	●	●				●				●

千葉県柏市 の取組① ～福祉政策と併せ、高齢者の生きがい就労事業を促進～

■概要

柏市が、東京大学高齢社会総合研究機構、UR都市機構、企業、住民と協働して、豊四季台地区の住宅団地の建替え需要の機会を捉えて、住み慣れた場所で自分らしく老いることのできる**長寿社会のまちづくり「エイジング・イン・プレイス」**を実践している。

■特徴

自宅で医療・介護サービスが受けられるようにするために**在宅医療**を推進し、**地域包括ケアシステム**を実現する。また高齢者が地域で生きがいを持って働くことができるように休耕地を利用した農業、ミニ野菜工場、家事などの生活支援、子育て支援、コミュニティ・レストランなどの**生きがい就労事業**を企業とともに立ち上げて実施していく予定。他地域の高齢社会のまちづくりモデルになりうる。

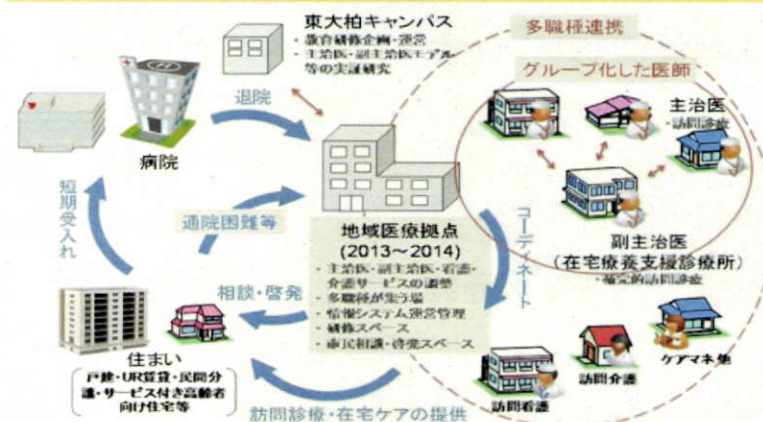
○ 地域包括ケアシステムの具現化

○ 高齢者の生きがい就労の創成



↑ 将来の豊四季台地域のイメージ

在宅医療推進のイメージ



柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会

(3つの委員会を設定)

在宅医療委員会
人と人委員会
住まい・移動委員会

柏市

- 都市部において進む超高齢化の中でのまちづくりのあり方の検証
- 自治体における高齢者が安心して元気に暮らすことができるまちづくりの具現化

(協定式を実施)



連携・協働

UR都市機構

- 今後の超高齢化を迎える団地のあり方及びそのまちづくりの検証

UR都市機構

東京大学
高齢社会総合研究機構

- 人口の超高齢化に対応する社会、システム、技術の提案
- 超高齢社会のトップランナーである日本における取組みの検証と、世界への発信

超高齢社会に対応した、高齢者が安心して元気に暮らすことができるまちづくりを三者で検討

千葉県柏市 の取組② ～福祉政策と併せ、高齢者の生きがい就労事業を促進～

《具体的な取組み内容と政策分野》

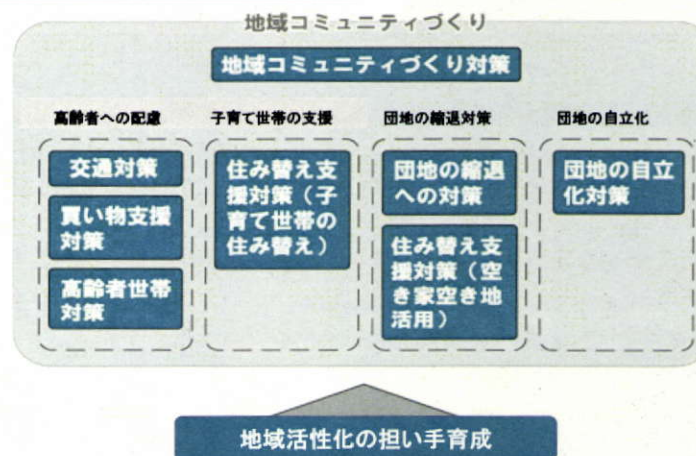
超高齢・長寿社会に対応したまちづくり方針	実現のための手段	医療	介護	福祉	雇用	子育て	教育	住まい	まちづくり	コミュニティ	農業
いつまでも在宅で安心した生活が送れるまち (地域包括ケアシステムの具現化)	在宅医療を推進するシステムの構築	●	●	●			●				
	訪問看護の拡充 (24時間訪問看護の体制整備)	●									
	介護サービスの充実 (24時間短時間・巡回型介護の体制整備)		●								
	医療・看護・介護を一体的に提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の整備	●	●				●	●	●		
いつまでも元気で活躍できるまち (高齢者の生きがい就労の創成)	休耕地農業、ミニ野菜工場、屋上農園				●			●			●
	保育サービスの向上、子育て支援センターの創設、子供の居場所の確保				●	●	●		●	●	
	生活支援サービス(掃除・洗濯等の家事や外出の支援、共働き夫婦の子供送迎など)			●	●	●		●		●	
	コミュニティ食堂及び配食サービスの実施といった地域の食を支えるサービス		●	●	●					●	
上記の地域展開を受け止める住まいの構造、公共スペース(公園や広場)等の空間計画を検討								●	●		

大分市等の取組① ～地域づくりの新たな担い手や、地域のモデル的な取り組みに対する支援の必要性を提案～

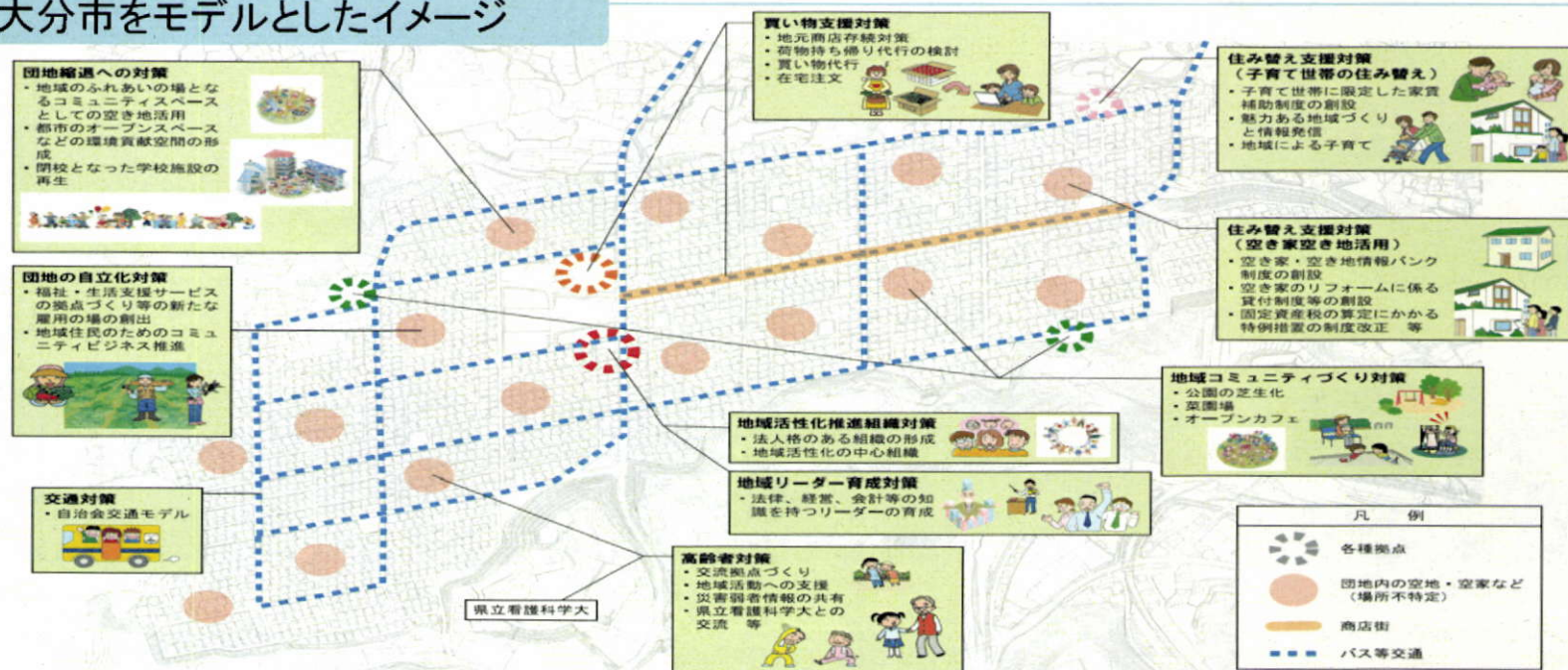
概要

- 高度経済成長期に開発された大規模団地で、少子高齢化の進行、空き家の増加、生活機能の低下、交通機能の低下、団地の魅力の低下等の問題が顕在化していることに問題意識を持った7市の首長が「ふるさと団地の元気創造推進協議会」を設立。
- 状況の改善に向け、地域の将来像をプランニングし、自治会やまちづくり組織、NPO等を有効に協力・連携させる新たな組織の必要性や、高齢者の買い物支援や地域コミュニティづくり等のモデル的な取り組みに対する支援、既存ストックを活用したコミュニティビジネス等の立地に対して支援措置を設けることなどを提案。

取組みの全体像



大分市をモデルとしたイメージ



※「ふるさと団地の元気創造推進協議会」のメンバーは、大分市、盛岡市、札幌市、長岡市、富山市、堺市、久留米市（計7市）の首長

大分市等の取組② ～地域づくりの新たな担い手や、地域のモデル的な取り組みに対する支援の必要性を提案～

《具体的な取組み内容と政策分野》

取組の施策	実現のための手段	介護	福祉	雇用	子育て	教育	住まい	まちづくり	コミュニティ
地域活性化の担い手育成	法人格のある組織を形成、地域の将来像をプランニング			●				●	●
	法律、経営、会計等の知識を持つリーダーの育成			●		●		●	●
高齢者への配慮	地域の自治会による運行サービス		●	●					●
	在宅注文、買い物代行の社会実験の実施		●	●					●
	高齢者の交流拠点づくり、敷地出入口のバリアフリー化	●	●				●	●	●
子育て世帯への支援	子育て世帯に対する家賃補助、空き施設等を活用した「学びの場」の形成				●	●	●		●
団地の縮退への対策	廃校の利活用、コミュニティスペースとしての空き地利用		●			●		●	●
	空き家、空き地情報バンク制度の創設、空き家のリフォームに対する助成						●	●	
団地の自立、持続的な発展	コミュニティビジネス等の推進		●	●	●				●

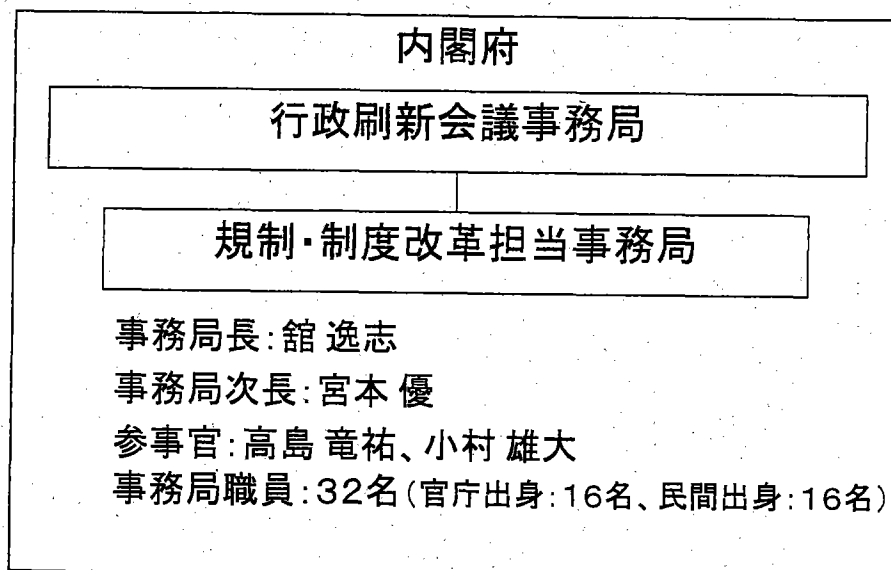
医療・福祉・子育て・街づくり等の各計画体系

	医療	介護	老人福祉	地域福祉	障がい者 施策	健康増進	子育て	教育施設	住まい	街づくり	バリアフ リー
根 拠 法	医療法	介護保険 法	老人福祉 法	社会福祉 法	障害者総 合福祉法 (平成24 年国会提 出予定)	健康増進 法	〔平成23年 度中に法 律案〕	義務教育 諸学校等 の施設費 の国庫負 担等に関 する法律	高齢者の 居住の安 定確保に 関する法 律	都市再生 特別措置 法	高齢者、 障害者等 の移動等 の円滑化 の促進に 関する法 律
国	(厚労省) 基本方針 【義務】	(厚労省) 基本指針 【義務】	(厚労省) —	(厚労省) —	(厚労省) 基本方針 及び整備 計画	(厚労省) 基本方針 【義務】	基本指針 (仮称)	(文科省) 基本方針 及び基本 計画 【義務】	(厚労・国交) 基本方針 【義務】	(内閣官房) 基本方針 【義務】	(国家公安委) (総務・国交) 基本方針 【義務】
都道府県	医療計画 【義務】	介護保険 事業支援 計画 【義務】	老人福祉 計画 【義務】	地域福祉 支援計画 【任意】	都道府県 障害福祉 計画	健康増進 計画 【義務】	都道府県 新システ ム事業支 援計画 (仮称)	施設整備 計画 【義務】	高齢者居 住安定確 保計画 【任意】	—	—
		調和	一体	調和			調和				
市 町 村	—	介護保険 事業計画 【義務】	老人福祉 計画 【義務】	地域福祉 計画 【任意】	市町村障 害福祉計 画	健康増進 計画 【任意】	市町村新 システム 事業計画 (仮称)	施設整備 計画 【義務】	—	都市再生 整備計画 【任意】	移動等円 滑化基本 構想 【任意】
		一体	調和	調和							

規制・制度改革に関する分科会 構成員

分科会長	岡 素 之	住友商事株式会社代表取締役会長
分科会長代理	大 室 康 一	三井不動産株式会社特別顧問
	安 念 潤 司	中央大学法科大学院教授
	大 上 二三雄	エム・アイ・コンサルティンググループ株式会社 代表取締役
	翁 百 合	株式会社日本総合研究所理事
	川 本 裕 子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	佐久間 総一郎	新日本製鐵株式会社執行役員

規制・制度改革担当事務局の体制



規制・制度改革に関する分科会（第 3 クール）の進め方

1. 基本的な視点

規制・制度改革は、財源を使わずに社会経済を活性化する重要な取組である。

「規制・制度改革に関する分科会」（以下「分科会」という。）の第 3 クールの活動においては、東日本大震災後の新たな社会経済を構築し、震災以前よりも力強い新しい日本を再生するとの視点から、改革を進める。

2. 具体的な進め方

（1）政府の優先課題に関する取組

政府の優先課題に対応して、規制・制度面における必要な改革を推進するため、2つのワーキンググループを設置し、具体的な改革事項の検討を行う。

①第 1 ワーキンググループ（復旧・復興／日本再生）

- ・ 東日本大震災からの復旧・復興を支えるため、全国から被災地へのヒト・モノ・カネの動きの加速、全国ベースでの防災機能の強化に資するような規制・制度の見直しを検討する。
- ・ 日本の社会経済の再生に資するような規制・制度改革事項のうち分科会で取り組むべきもの（例えば、技術の進歩、長寿社会に資するイノベーションの推進、質の高い商品・サービスの拡大に関するもの）について検討する。
- ・ 「日本再生のための戦略に向けて」（平成 23 年 8 月 5 日閣議決定）に掲げられている EU 等との経済連携を通じた日本再生に資する観点から、貿易及び国際投資の促進に向けた規制・制度の見直しを検討する。
- ・ 具体的な改革事項の検討に当たっては、政府内の関係部局と必要な連携を行う。

② 第 2 ワーキンググループ（エネルギー）

- ・ 「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」（平成 23 年 11 月 1 日エネルギー・環境会議決定）を踏まえ、再生可能エネルギー及びそれに関連する規制・制度を中心に見直しを検討する。
- ・ 過去に決定した改革事項のうち関連するもののフォローアップを行うとともに、必要に応じ新たな改革事項についても検討する。
- ・ 具体的な改革事項の検討に当たっては、政府内の関係部局と必要な連携を行う。

(2) フォローアップ及び重点分野に関する取組

上記(1)以外の分野において改革を推進するため、分科会は、以下の取組を実施する。

①フォローアップ

- ・ 過去に決定した改革事項について、未だ実現していないものは、実現していない理由の分析・検証が必要である。かかる観点からフォローアップの方針を策定し、同方針に基づき、フォローアップを先行して実施する。

②重点分野

- ・ 分科会での議論を踏まえ、農業や医療、ITを中心に重点的に取り組むべき分野を定め、具体的な改革事項の検討を行う。

(3) 「国民の声」・各種団体からの要望への対応等

上記に加え、分科会は、以下の取組を行う。

- ・ 「国民の声」や各種団体からの要望について、その内容を事務局にて整理し、分科会等で議論することが適当な案件は、分科会等で取り扱う。
- ・ 規制全般について、国際基準との整合性、規制と自己責任のバランス、規制の改廃手続の透明性向上・ルール化の視点を踏まえ、見直しに向けた考え方を検討する。

3. スケジュール

以上の取組について、成果が上がったものについては随時取りまとめを行うとともに、平成24年6月を目途に最終取りまとめを行う。

規制・制度改革に関する分科会の今後の活動について

平成 22 年 7 月 20 日
分科会長 大塚耕平

去る 6 月 18 日に第 1 次報告書に係る対処方針を閣議決定した規制・制度改革に関する分科会（以下「分科会」という。）の活動は 7 月末で第 1 クールを終える。

第 1 クールの中で、各省庁に対して所管する規制・制度の総括的報告を求めていたが、今般、その内容がまとまったことから別紙のとおり公表する。

規制・制度の制定からの時間的経過が長期に過ぎるもの、規制主体の適格性が問われるもの、目的と手段の関係の整合性が問われるもの、費用負担と便益享受に関する当局の認識の正確性が問われるもの等が見受けられることから、今後、「国民の声」等による意見募集等に資するように全体資料を公開するとともに、分科会においても、今次報告に基づいて第 2 クールの活動を行う。

なお、8 月以降の第 2 クールは以下の方針で臨む予定である。

1. 第 2 クールは 8 月～来年 3 月末（年度内のイメージ、3 月に第 2 次報告書に係る対処方針を閣議決定予定）。

2. 第 2 クールの活動内容は以下のような事項を想定。

(1) 各省庁による、①新成長戦略に関連する規制・制度改革の実施、②別紙の「総括資料」をもとにした制定後 20 年以上経過した規制・制度等の自発的見直しの勧奨。各省庁に対しては、実施及び見直し対象の規制・制度の抽出を求める。

(2) 上記 (1) ①、②の中から特に抽出した規制・制度、及び「国民の声」等によって指摘を受けた規制・制度については、分科会及びワーキンググループ（WG<下記>）で審議する。

(3) 規制主体の適格性、目的と手段の整合性、費用便益認識の正確性等の観点から検証を要する規制・制度について、試行的に「規制仕分け」を実施する。

(4) 第 1 次報告書の内容に関する各省庁のその後の実施、検討状況のフォローアップ。必要に応じて、実施、検討の勧奨も行う。

3. 分科会の下に、①ライフ（医療・介護）、②グリーン（環境・IT）、③アグリ（地域活性化、農業・林業・水産業）、④経済戦略（アジア経済戦略）を主なテーマとする WG を設置する。

4. なお、分科会及び WG の委員の人選は 8 月中に行う。

以 上

平成 22 年 7 月 20 日

規制・制度改革担当事務局

規制に係る総括的報告について

1 規制に係る総括的報告の概要

内閣府規制・制度改革担当事務局では、各府省庁等に対して、所管する規制の全体像を把握するため、許認可等及びその関係法律を対象として、規制の目的や制定時期等に関する報告を求めた。

(1) 許認可等

各府省庁等が所管する許認可等^{*1}について、様式 I により、許認可等单位で、規制主体、規制手段、規制の制定・改正からの時間的区分等の回答を求めた。回答があった許認可等 13,556 件の傾向は次のとおり。

- ・ 4,589 件 (34%) が規制の制定又は最終改正から 5 年未満である一方で、2,973 件 (22%) が 20 年以上であった

(制定又は最終改正から 20 年以上経過している許認可等で、「規制・制度改革に関する分科会第一次報告書」に掲げた規制改革事項に関するものの例)

- ① 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し (自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化 等)

- ・ 自然公園法第 20 条第 3 項 (特別地域内における行為の許可) 昭和 32 年制定
- ・ 自然公園法第 21 条第 3 項 (特別保護地区内における行為の許可) 昭和 32 年制定
- ・ 自然公園法第 33 条第 1 項 (普通地域内における行為の届出) 昭和 32 年制定

- ② 「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等 ―医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等―

- ・ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律第 3 条第 1 項 (臨床修練の許可) 昭和 62 年制定

- ③ コージェネレーションの普及拡大に向けた道路法の運用改善 (熱導管の埋設に係る道路占有許可の合理化)

- ・ 道路法第 32 条第 1 項 (道路の占用許可) 昭和 27 年制定
- ・ 道路法第 32 条第 3 項 (道路の占用許可申請事項の変更許可) 昭和 27 年制定

- ・ 規制主体 (複数回答) は、大多数が国 (省庁) (13,273 件 (98%))、地方公共団体 (1,496 件 (11%)) であるが、独立行政法人、指定検査機関等もあった。そのほか、今回の集計には計上されていないが、条文上規制主体が国とされているが、事務を指定検査機関等が担っている場合もあると考えられる。

※1 今回の報告の対象とした許認可等とは、国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、許可、認可、届出等の用語を使用しているものである。是正命令、許可・認可等の取消処分等、行政庁の一方的行為や、行政処分を介在させず直接国民の権利を制限し、義務を課すもの、地方公共団体等が条例等で行うもの等は含まれない。

（２）関係法律

（１）の許認可等の関係法律について、様式Ⅱにより、規制の目的、規制の効果・コスト、利害関係者の相関構造等の回答を求めた。回答があった関係法律のべ786事項^{※2}の傾向は次のとおり。

- ・規制の目的は498事項（63％）が「外部不経済の回避」であった
- ・利害関係者の相関構造では526事項（67％）が「費用集中・便益拡散」、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、公共用地の取得に関する特別措置法、土地収用法は、「費用拡散・便益集中」であった
- ・見直し予定があるもの^{※3}は36件（4.6％）であった

※2 複数の分野に亘る許認可等が含まれている法律は、複数の事項として回答されている場合がある。また、複数の府省庁等が所管する法律はそれぞれの府省庁等から回答されている場合がある。

※3 ここでいう「見直し」とは、所管省庁において、審議会、研究会等で検討しているものである。

2 今後の課題

（１）一定の基準による規制・制度の整理と情報公開の継続

各府省庁等の規制・制度の全体像についての十分な情報が開示されていることが、規制・制度改革を体系的に行っていくことの前提条件である。

様式Ⅰ、様式Ⅱは、各府省庁等が所管する規制・制度を共通の基準により整理し、規制に係る費用や便益等について所管省庁としての認識を明らかにしたものである。また、各項目について規制・制度を所管する課室名、制度の新設・改正後の経過時間等の情報が一覧となっている。

これらの情報を一括してHP上で公開することにより、国民利用者の客観的な評価にさらし、「制定から長期間を経ており、形骸化していないか」「政策目的に照らしてずれていないか」等の視点から議論が喚起されることにより、各府省庁等の自発的な規制改革を促すことが期待される。

これらの情報や、総務省が実施している「許認可等の統一的把握」※⁴を活用し、規制・制度に係るデータベースを構築し、新設・改正された規制は必ず登録されるようにすることが重要である。

※⁴ 「許認可等の統一的把握」は、総務省が、「当面の行政改革の具体化方策について」（昭和 60 年 9 月 24 日閣議決定）に基づき、定期的を実施している。

（２）「サンセット原則」による改革

一定年限が経過した規制・制度については、継続や改革の可否等を検討するプロセスを経ることが必要である。

「今後における行政改革の推進方策」（平成 6 年 2 月 15 日閣議決定）では、「規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各省庁は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後、その規制について見直しを行う旨の条項を盛り込むものとする。なお、この見直しの結果、その制度・運用を維持するものについては、その必要性、根拠等を明らかにするものとする。」とされている。しかし、今回の報告で明らかになったとおり、見直し条項の義務化以前の規制には、見直されないまま残っているものもある。

上記（１）のデータベースを活用し、一定年限が経過した規制・制度について、その内容を踏まえつつ、各府省庁等に見直しを求めていくとともに、「国民の声」に寄せられた提案等も参照しながら、経済社会情勢の変化への不適合が顕著な事案については規制・制度改革に関する分科会（以下「分科会」という。）でテーマとして取り上げる等今後の取り組みに生かすことが考えられる。

（３）「整合性（合理性）原則」による改革

規制・制度は、特定の政策目的に対する政策手段という関係にあり、目的と手段の整合性、合理性が担保されていなければならない。

様式Ⅱにおいて、各府省庁の規制・制度に対する自己評価が示されているが、それぞれの規制・制度について、その目的に照らし、整合性・合理性が確保されているか検証していく仕組み作りが必要である。

客観的評価を行う第三者機関を設け、自己評価と第三者による客観的評価とが異なる規制・制度は、改革の対象にすることが考えられる。

(4) 規制・制度改革の推進主体（プラットフォーム）の整備

規制・制度改革を推進するためには、一義的には所管府省庁等が自ら改革に取り組まなければならないが、そうした考え方で臨んできた結果として、規制・制度が硬直化し、様々な問題につながってきた経緯がある。

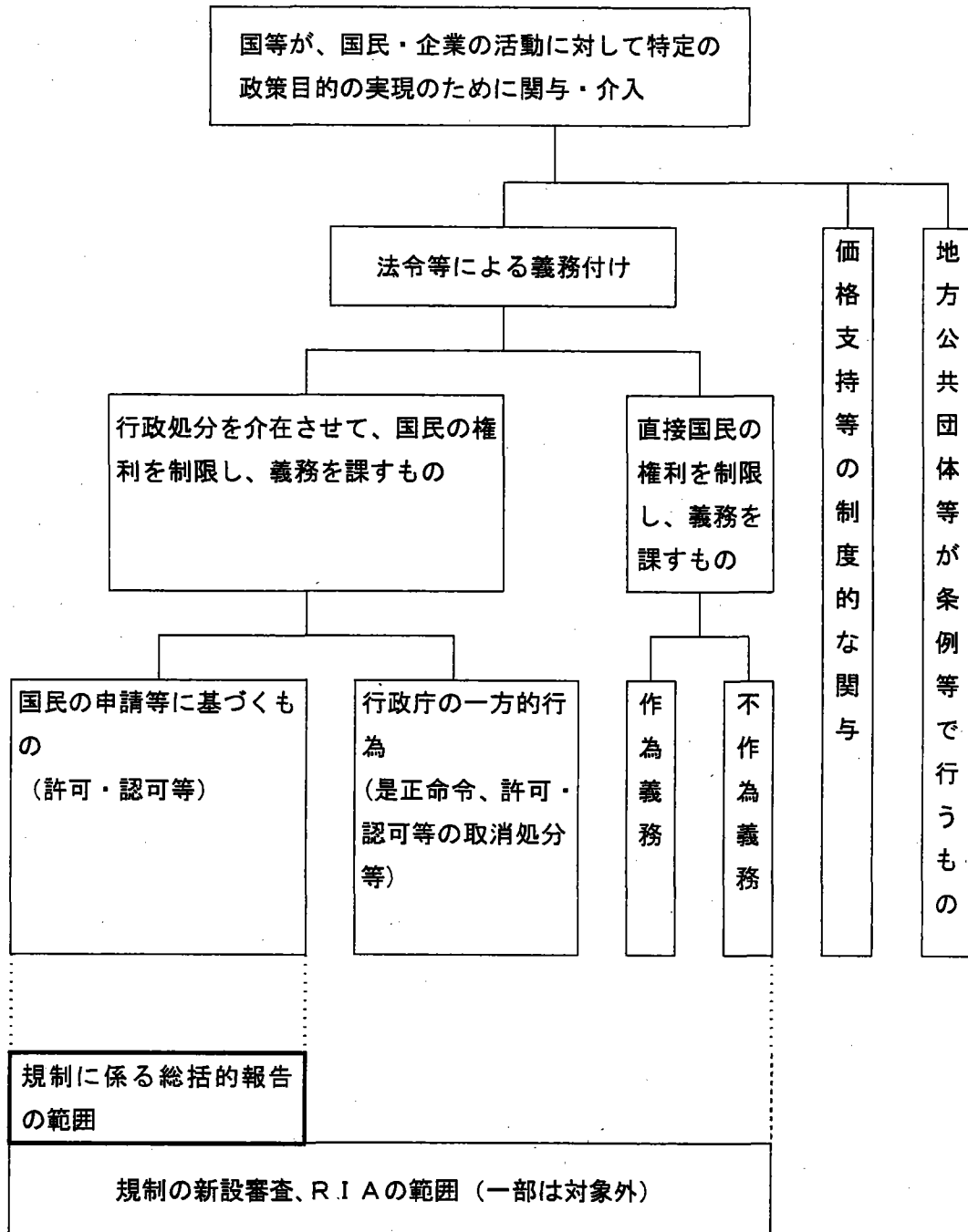
したがって、所管府省庁等とは別途の横断的なチェック体制または組織を設け、上記（3）の第三者機関の機能も担わせることも一案である。

その場合、国権の最高機関である国会の関連委員会等がその機能を果たすことも考えられる。

なお、総務省は、規制の実態把握や、事前審査、影響評価等を所管しており、さらに、内閣法制局及び財務省主計局も、規制の新設についてそれぞれの所掌事務に基づき審査を行っている。これらの関係諸組織の相互の協力、連携とともに、適切な役割分担を図ることが必要である。また、分科会との関係も整理することが必要である。

以 上

(参考) 公的規制の体系



様式 I (許認可等単位) 集計

	許認可等	設置根拠				規制主体・内訳							規制手段			時間的区分(施行又は最終改正)			
		法律	政令	省令	告示	国(省庁)	独立行政法人	公益法人	特殊法人	認可法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	強い規制	中間の規制	弱い規制	施行後5年未満	施行後5年以上10年未満	施行後10年以上	施行後20年以上
内閣府	87	51	0	36	0	82	0	0	0	5	43	0	23	17	47	53	0	23	11
公正取引委員会	14	12	0	2	0	14	0	0	0	0	0	0	2	0	12	7	4	1	2
警察庁	95	22	5	63	5	95	0	0	0	0	0	0	14	11	70	57	5	32	1
金融庁	2,091	1,699	60	300	31	2,042	0	0	0	29	215	14	959	71	1,061	1,126	580	199	186
消費者庁	17	16	0	1	0	17	0	0	0	0	0	0	6	2	9	14	0	0	0
総務省	663	444	9	197	16	625	0	0	1	0	26	19	176	131	352	168	261	63	127
法務省	202	161	0	41	0	159	0	0	0	0	15	32	55	35	110	37	59	57	49
外務省	42	14	1	27	0	42	0	0	0	0	0	0	22	7	14	30	3	3	6
財務省	487	340	28	115	4	479	0	0	0	0	0	8	184	31	272	197	156	64	70
文部科学省	655	393	63	168	26	651	6	0	0	0	45	20	179	93	383	184	195	116	160
厚生労働省	2,213	1,216	144	719	101	2,197	1	0	0	0	205	33	692	462	1,059	643	696	424	447
農林水産省	1,398	1,129	26	241	3	1,353	11	0	5	0	476	4	617	193	588	534	279	164	420
経済産業省	2,489	1,908	40	524	16	2,422	26	0	0	0	187	79	777	402	1,308	752	793	391	551
国土交通省	2,605	1,932	35	596	40	2,599	3	0	3	0	270	47	693	629	1,289	636	715	335	918
環境省	471	322	18	105	20	469	0	0	0	0	14	2	166	78	226	124	162	73	25
防衛省	27	3	0	24	0	27	0	0	0	0	0	0	19	0	8	27	0	0	0
合計	13,556	9,662	429	3,159	262	13,273	47	0	9	34	1,496	258	4,584	2,162	6,808	4,589	3,908	1,945	2,973

作業 I : 許認可等単位で、規制主体、規制手段、規制の制定・改正からの時間的区分等の回答を求めるもの

様式Ⅱ（法律単位）集計

	事項	規制の目的					利害関係者の相関構造				見直し予定 あり
		自由な活動に任せては安全の確保・環境の保全などが十分に図られないという外部不経済の回避	消費者側の情報の不完全性による不利益の回避	規模の利益が存在する場合に、独占が生じることによる不利益の回避	産業の健全な育成	その他公益的機能の発揮	費用集中・便益集中	費用拡散・便益集中	費用集中・便益拡散	費用拡散・便益拡散	
内閣府	9	0	0	0	0	8	0	0	3	4	1
公正取引委員会	3	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0
警察庁	7	4	0	0	3	1	1	0	6	0	1
金融庁	54	14	25	1	15	26	8	0	46	0	3
消費者庁	4	1	2	0	1	1	0	0	4	0	0
総務省	25	16	6	3	14	14	7	0	8	10	7
法務省	15	9	0	0	0	15	0	0	10	5	1
外務省	3	1	0	0	0	2	1	0	1	0	0
財務省	12	8	4	0	4	8	1	0	11	0	0
文部科学省	63	37	16	2	12	51	27	1	36	0	0
厚生労働省	123	75	30	2	17	71	40	0	55	19	3
農林水産省	97	55	17	2	74	40	31	0	62	5	0
経済産業省	133	102	22	5	52	43	27	0	91	18	5
国土交通省	202	146	18	9	62	74	33	3	158	7	9
環境省	35	30	1	0	6	14	1	0	32	2	6
防衛省	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合計	786	498	141	24	260	372	177	4	526	70	36

作業Ⅱ：法律単位で、規制の目的、規制の効果・コスト、利害関係者の相関構造等の回答を求めるもの

規制に係る総括報告Ⅰ 許認可等単位

(様式1)

1 所管部局名等				2 設置根拠					3 規制主体・内訳								4. 規制手段				5 時間的区分			
所管省庁等名	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	公益法人	特殊法人	認可法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制	施行後5年未満	施行後5年以上10年未満	施行後10年以上	施行後20年以上(施行年を記入)
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
1 許認可等合計数																								

①規制の制定時期に該当する欄に○

②制定後、改正を行った場合、その直近の改正時期に該当する欄に○

(注)

①強い規制

一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為

(例: 許可、認可、免許、指定等)

②中間の規制

特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否かを審査・判定し、これを公に証明する行為等

(例: 認定、検査、登録等)

③弱い規制

一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの等

(例: 届出、提出、報告等)

①規制の制定時期に該当する欄に○
②制定後、改正を行った場合、その直近の改正時期に該当する欄に○

規制に係る総括報告Ⅱ 法律単位

(様式2)

1 所管部局等名				2 規制の目的					3 規制の効果・コスト		4 利害関係者の相関構造						5 見直し予定
所管省庁等名	所管局等名	法律名	事項名 (注1)	(1)自由な活動に任せては安全の確保・環境の保全などが十分に図られないという外部不経済の回避	(2)消費者側の情報の不透明による不利益の回避	(3)規模の利益が存在する場合に、独占が生じることによる不利益の回避	(4)産業の健全な育成	(5)その他公益的機能の発揮	費用 (注2)	便益	費用負担者	受益者	費用集中・便益集中	費用分散・便益集中	費用集中・便益分散	費用分散・便益分散	見直し(注3)の予定がある場合の項目・内容
1																	
2																	
3																	
4																	
計																	

※注1 事項によって、所管の局・課が異なる場合等については分けて記載することも可

※注2

費用については「規制の事前評価の実施に関するガイドライン(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承)」II評価の方法3分析及び評価の内容(2)費用及び便益の分析イ費用要素の区分等」参照

①遵守費用(規制を受ける国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用。行政への申請費用(書類の作成や提出等)、国民や事業者内部における費用(設備の導入や維持等)などが含まれる。

②行政費用(規制主体において発生する費用で、当該規制の導入に要する費用(制度化のための研究や必要な施設、設備等)や規制導入後に要する費用(検査、モニタリング、増員等)が含まれる。主体の別(国、地方公共団体又は関係法人)についても明記する。

③その他の社会的費用(広く社会経済全体や環境等に対する負の影響。規制の新設又は改廃が競争状況に影響を及ぼすことが明らかな場合には、その影響を考慮する。)

※注3 ここでいう「見直し」とは、所管省庁において、審議会、研究会等で検討している場合

閣議決定等によって各府省が取り組むこととされている規制改革事項

平成23年11月10日

内 閣 府

行政刷新会議事務局 規制・制度改革担当事務局

※本資料は、閣議決定等(注1)によって各府省が取り組むこととされている
規制・制度改革事項を記載している。

目 次

1. 内閣官房	(7項目)	...	1	10. 外務省	(7項目)	...	58
2. 人事院	(1項目)	...	3	11. 財務省	(21項目)	...	62
3. 内閣府	(16項目)	...	4	12. 文部科学省	(16項目)	...	71
4. 公正取引委員会	(8項目)	...	11	13. 厚生労働省	(129項目)	...	76
5. 警察庁	(18項目)	...	15	14. 農林水産省	(67項目)	...	104
6. 金融庁	(85項目)	...	20	15. 経済産業省	(69項目)	...	124
7. 消費者庁	(9項目)	...	35	16. 国土交通省	(121項目)	...	142
8. 総務省	(58項目)	...	38	17. 環境省	(37項目)	...	167
9. 法務省	(27項目)	...	50				

(注1)具体的には、以下の閣議決定等を指す。

- ・「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)中の「6(1)①制度・規制改革」
- ・「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)
- ・「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)中の「日本を元気にする規制改革100」別表1及び2
- ・「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成22年10月8日閣議決定)中の「規制・制度改革」別表1及び2
- ・「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)
- ・「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日閣議決定)
- ・「ハトミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)資料2-2別紙2及び別紙3
- ・「「国民の声」集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)
- ・「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)

(注2)複数府省が所管する項目は、それぞれの府省について1項目として計上している。

(注3)過去に決定した改革事項の実施時期を、後の決定により前倒した項目もあるが、それらについても便宜上、再度1項目として計上している。

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項				
＜保育その他＞				
37	公的個人認証サービスの民間事業者への利用拡大	公的個人認証サービスについて、民間事業者がオンラインでリアルタイムに本人の認証・確認ができる仕組みを整備することについて、平成22年度から検討を開始する。	平成22年度検討開始	総務省 内閣官房

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
3. 農林・地域活性化分野				
②	稼働中の産業遺産の世界遺産への登録	稼働中の産業遺産の世界遺産登録に関して、関係府省会議や有識者会議の設置を含め、関係府省が一体となって検討を行うとともに、関係府省は、現行の文化財保護法に基づく保全方策以外の方策について速やかに検討を開始し、できる限り早期に結論を得る。	平成22年度中に検討を開始し、平成23年度中できる限り早期に結論	内閣官房、 文部科学省、経済産業省、国土交通省

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
1	住民基本台帳カードを利用した行政機関等が発行する各種証明書の取得方法の見直し及び行政機関等が管理する各種登録番号の統一化	利用頻度の高く、週7日24時間入手できることにより国民の便益が高い行政サービスをオンライン又はオフラインで利用できることについて、新しい情報通信技術戦略の中で検討する。また、電子行政の共通基盤として、官民サービスに汎用可能ないわゆる国民ID制度を整備することについても同戦略の中で併せて検討する。	平成22年度検討開始	内閣官房
2	民間事業者による行政情報の利用・活用を推進するための枠組みの構築	民間事業者による行政情報の利用・活用について、住民の手続負担の軽減、行政及び事業者の事務効率化等を図る観点から、国民ID制度の検討とあわせ、民間IDとの連携の可能性について検討し、結論を得る。	平成22年度検討開始、可能な限り早期に結論	内閣官房
3	情報システムの政府調達に係る制度、指針、慣習等の見直し	ITを活用した行政の効率化、行政サービスの向上及び調達コストの低減等に資するべく、情報システムに係る政府調達の在り方について、検討し、結論を得る。	平成22年度検討開始、可能な限り早期に結論	内閣官房 総務省
4	行政文書の開示請求手続き等に関する見直し	行政文書の開示請求手続きを含む情報公開制度について、行政機関が保有する情報を公開し、意思決定過程の透明化を図る観点から、行政透明化検討チームにて、本制度を利用しやすいものとなるよう検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	内閣官房 内閣府 総務省
6	社会保障及び税に関わる番号制度の導入	平成22年2月より「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」において、社会保障及び税に関わる番号制度の導入を検討しており、複数の選択肢の整理等を行い、1年以内を目処に結論を得る。	平成22年度検討・結論	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省

「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容				
「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
1	官民交流法に基づき民間から国に交流採用された者の企業年金加入資格の取扱いの見直し	官民交流の更なる活性化を図るため、官民交流法に基づき民間から国に交流採用されている職員にできる限り不利益が生じることのないよう、交流採用職員を対象とした企業年金を認めるかどうかについては、平成25年に所要の法案を提出することとしている新たな年金制度創設に向けた議論と併せて検討を行う。	平成25年の法案提出に向けて検討	【人事院】 厚生労働省

(注)所管省庁欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁
事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	
○ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革	(ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革 ・ 利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省
	(イ)イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進 ・ 株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省
	・ また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省
	(ウ)幼保一体化の推進 ・ 上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
⑫	国産木材の利用促進 (大規模木造建築物に 関する構造規制の見直し)	耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	国土交通省
		現在、「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討が進められている。幼稚園の基準のあり方については、その検討結果も踏まえつつ、すべての子どもへの良質な成育環境を保障するという視点に立って検討を行う。	新たな制度の検討結果を踏まえてすみやかに検討・結論	内閣府 文部科学省 (厚生労働省)
4. その他分野				
(その他)				
②	PFIの拡大に向けた制度改善	PFI事業において、民間の創意工夫やノウハウを十分に活用するため、PFI制度の中に、多段階選抜・競争的対話を明確に位置付けることについて、PFI法の法改正を含め検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	内閣府

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項				
＜国を開く経済戦略＞				
28	国際ビジネスに対応した国及び自治体の行政手続窓口の整備	企業の事業円滑化のため、海外からの対日直接投資の促進も視野に入れつつ、複数の分野又は事業において必要な国及び自治体の行政手続の窓口の一元化(ワンストップ化)及び英語対応の窓口の設置について、平成22年度中に検討を行い、結論を得る。その後速やかに措置を行う。	平成22年度検討・結論、その後速やかに措置	内閣府 経済産業省 その他関係府省

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
1: グリーンイノベーション分野				
⑥	下水熱・河川熱等の未 利用エネルギーの活用 ルールの整備	下水熱、海水熱、地下水熱等を利用した熱供給を行う際に必要となる 手続やルールを明確化・簡素化する。	平成23年度中措置	内閣府、農林 水産省、経済 産業省、国土 交通省、環境 省
		河川水の熱利用のための水利使用許可手続における審査方法等 について、上記の結果や民間事業者等からの要望等を踏まえ、見 直しを検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	
		また、これらの手続やルールの検討に当たっては、関係省庁(国土 交通省、環境省、経済産業省、農林水産省)が連携し、事業者の利 便性にも配慮したものとする。その際、内閣府がフォローアップ主体 となって進捗管理を行う。	平成23年度中措置	

2. ライフイノベーション分野				
⑯	障害者の雇用・就労促進のための多様な働き方の支援策の強化	雇用・就労を促進するため、多様な働き方を支援する環境整備を行うための方策について検討し、結論を得る。	平成23年度中検討、平成24年度中を目途に結論	内閣府、厚生労働省
3. 農林・地域活性化分野				
⑩	中心市街地活性化基本計画における計画期間の緩和	中心市街地活性化基本計画に関する都市再開発法による市街地再開発事業の認定事業については、事業が長期にわたるものが多い実態に鑑み、当初から5年を超える期間にて策定されている場合、当初計画と再認定計画の間に隙間が生じないように、円滑に再認定を行うことについて、検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	内閣府
⑪	PPP/PFI制度の積極的な活用	PFI制度の一層の活用を図る観点から、以下について検討し、結論を得る。 ① SPCの株式の譲渡	平成22年度検討・平成23年度結論	内閣府
		② 公物管理権の民間への部分開放	平成23年度措置	
		③ 公務員の民間への出向の円滑化	平成23年度措置	

4. アジア経済戦略、金融等分野

4-6. その他分野

①	食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化	厚生労働省は国際汎用添加物45品目の内、いまだ食品健康影響評価の依頼を行っていない9品目の食品添加物について、早急に評価依頼資料を取りまとめ、食品安全委員会に正式に評価依頼を行う。食品安全委員会はこれを正式に受理し、審議を速やかに開始する。	平成23年4月中措置	内閣府、厚生労働省
		食品安全委員会は以下(1)、(2)の要件を満たす食品添加物の食品健康影響評価を行うに際しては、客観的かつ中立公正な評価による食品の安全性の確保を前提として、「JECFAの安全性評価が終了し、欧米諸国で長期間使用が認められているいわゆる国際汎用添加物(国際汎用香料を除く。）」については、最新の科学的知見も調査した上で、原則としてJECFA及び欧米諸国で行われた評価書に基づく評価(評価書評価)を行う。」という「添加物に関する食品健康影響評価指針(平成22年5月食品安全委員会策定)」に記載する考え方を徹底する。 (1)国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲で安全性が確認されているもの (2)欧米で広く使用が認められており国際的必要性が高いもの	平成23年度中措置	内閣府
		食品安全委員会に正式な評価依頼をするために必要となる資料について、早期に食品安全委員会の評価プロセスに移行するためのより具体的なガイダンスを策定する。	平成23年度中措置	内閣府、厚生労働省
		食品安全委員会事務局と厚生労働省の連携を強化するための具体策を策定する。	平成23年度中措置	内閣府、厚生労働省

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
4	行政文書の開示請求手続き等に関する見直し	行政文書の開示請求手続を含む情報公開制度について、行政機関が保有する情報を公開し、意思決定過程の透明化を図る観点から、行政透明化検討チームにて、本制度を利用しやすいものとなるよう検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	内閣官房 内閣府 総務省
5	行政文書の保存期間に関する見直し	行政文書の保存期間について、公文書等の管理に関する法律に基づき、公布日から2年以内とされている施行日までに、政令で定められる各行政機関共通の保存期間の基準を公文書管理委員会で検討し、結論を得る。	平成22年度検討開始、 平成23年度結論	内閣府※
7	地方行政に対する国庫の補助金廃止	現在、地域主権戦略会議において、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にすることについて検討中である。地域主権戦略大綱(仮称)に、その基本的考え方を盛り込み、平成23年度から段階的に実施していくことを目指し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	内閣府 総務省

※閣議決定後に「内閣官房・総務省」から「内閣府」へ所管府省の変更があったもの。

「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)

「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容				
「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
2	国から広域連合への権限移譲に係る制度改善	広域連合から権限移譲の要請を受けた後の国の対応について、「アクション・プラン」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	内閣府 総務省

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期	
3. 農業分野				
⑤	農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し	独禁法のすべての適用除外について、公正取引委員会が検証する中で、農協等に対する独禁法の適用除外についても、農業の健全な発展が阻害されるおそれがないか、公正取引委員会は農林水産省と連携して、実態の把握と検証を早急に開始し、結論を得る。なお、その際、連合会や1県1農協となるようなケースについても、同様に実態把握・検証を行う。	平成22年度中検討・結論	公正取引委員会、農林水産省
		現行でも独禁法の適用除外とはならない農業協同組合等による不公正な取引方法などについて、公正取引委員会及び農林水産省において、更なる啓発普及活動により、その未然防止を図るとともに、違反する事実が認められた場合には、公正取引委員会において、適切かつ迅速に対処すべきである。	逐次実施	

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項				
＜保育その他＞				
38	企業の戦略的な事業再編の促進に資する企業結合規制(審査手続及び審査基準)の見直し	現在の企業結合規制(審査手続及び審査基準)について、企業が国際競争力を向上させるために戦略的な事業再編を機動的に行うことができるよう、グローバル市場の動向も踏まえつつ、平成22年8月に行った検証結果を踏まえ、早期に見直しを行い、結論を得た上で、平成22年度中に所要の措置を講ずる。	平成22年度措置	公正取引委員会

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表2 国を開く経済戦略分野を中心とした規制・制度改革事項				
1	「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の取りまとめ	本年1月1日から優越的地位の濫用が新たに課徴金納付命令の対象となったこと等を踏まえ、優越的地位の濫用規制の考え方を明確化すること等により法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定・公表する。	平成22年中措置	公正取引委員会

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
⑪	需要家による再生可能エネルギーの選択肢拡大に向けた部分供給取引の明確化	需要家側からの再生可能エネルギーの選択肢の拡大を通じ、再生可能エネルギーの普及を促進し、あわせて、電力市場における公正かつ有効な競争を促進する観点から、経済産業省と公正取引委員会により定められた「適正な電力取引についての指針」における部分供給の概念で、同一敷地内において、一般電気事業者とグリーンPPSの両者を活用したグリーン電力の利用が可能である旨を総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(市場監視小委員会)等において明らかにし、国民に広く周知する。	平成23年度中措置	公正取引委員会、経済産業省

「ハトミミ.com」国民の声の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて(平成22年1月12日行政刷新会議報告)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「ハトミミ.com」国民の声の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望を検討した結果、各府省において実施するとされた事項				
1	株式所有届出の規制緩和	改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条により、議決権所有割合が一定割合を超えた場合には、当該株式に関する報告書の提出が義務付けられているが、株式発行会社の自己株取得や減資等株式の取得行為を伴わない場合には、この報告書の提出を不要とする。	独占禁止法改正法施行日(平成22年1月1日)(措置済)	公正取引委員会

「ハトミミ.com」国民の声の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望に対し、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
1	一般集中規制に関するガイドラインの見直し	一般集中規制については、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」「(平成21年3月31日閣議決定)において、「今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況をフォローアップする。そして、当該規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討する」こととされている。これを踏まえ、以下の見解についても評価・検討を行う。 ①主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類は必ずしも競争政策の観点から評価すべき市場実態を反映しているとは限らないことから、現状のような3桁分類を基本とするのではなく、2桁分類を原則とする。 ②資産規模が大きい会社が多く属する業界(事業分野)については、総資産額が大きい会社であっても必ずしも事業支配力を有するものではないことから、形式的一律の基準とするのではなく「大規模な会社」を事業分野ごとの実態に適合した基準とする。 ③分社化した会社が、上場等により議決権比率が低下する(分社化と同時の場合を含む)場合は、事業支配力が相対的に低下することにほかならないことから、現状の「事業力が過度に集中することとならない会社」に係る類型を拡大し、100%親子関係を継続的に維持するケースと同様に扱う。	平成21年度評価・検討	公正取引委員会

2	大規模会社の事業報告書の見直し	一般集中規制については、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」（平成21年3月31日閣議決定）において、「今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況をフォローアップする。そして、当該規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討する」こととされている。これを踏まえ、以下の見解についても評価・検討を行う。 ①改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項で求められる報告書については、競争政策上問題が生じた場合のみ情報を提出することで足りるので、定例の報告書の提出は廃止すべき。 ②当該報告書の提出義務は、日本独特の規制であり、かつ、その効果も明確なものではないため、国際ハーモナイゼーションの観点から廃止すべき。	平成21年度評価・検討	公正取引委員会
---	-----------------	---	-------------	---------

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
1	独占禁止法における優越的地位の濫用にあたる違法行為の明確化	「優越的地位の濫用規制」の法運用の透明性、事業者の予見可能性をできるだけ向上させるため、一般的なガイドラインとして、独占禁止法上問題となる行為を明らかにすることができないか検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論	公正取引委員会

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期	
2. ライフイノベーション分野				
⑯	高齢者用パーソナルモビリティの公道での使用	国内メーカーの開発動向、利用者のニーズ等を踏まえ、また、特区での実証実験結果を検証しつつ、対応の要否について検討を開始する。	平成22年度検討開始	警察庁、国土交通省

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項				
＜保育その他＞				
33	自動車の保管場所証明申請時における所在図の廃止	自動車の保管場所の位置と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合を除き、自動車保管場所証明申請書への所在図(自動車保管場所証明書の交付の申請に係る使用の本拠の位置並びに当該申請に係る場所付近の道路及び目標となる地物を表示した当該申請に係る場所の所在図)の添付について、平成23年度上半期中に不要とする。	平成23年度上半期措置	警察庁
34	自動車保管場所標章の受領方法の見直し	自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用して申請等が行われた場合には、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署に出頭しなくても自動車保管場所標章を受領できることとするため、申請代理人が自動車保管場所標章を都道府県警察本部で一括して受領することについて、平成22年度中に可能とする。	平成22年度措置	警察庁
35	交通事故証明書に係る利用者負担の軽減	交通事故証明書の交付に関しては、既に平成22年4月1日に手数料を一割引き下げたところであるが、平成22年度中に更なる利用者の負担軽減を図る。	平成22年度措置	警察庁

別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項

<観光振興をはじめとした地域活性化>

25	民間で運営・管理する博物館等の施設におけるけん銃の展示(所持)禁止の見直し	けん銃は、登録を受けていない場合には、原則として公務員が運営・管理する博物館等の施設に限って展示(所持)が認められ、民間で運営・管理する施設においてはこれが禁止されているところ、民間で運営・管理する博物館等の施設においても展示できる範囲・方法等について早期に検討し、結論を得た上、平成22年度中に必要な措置を講ずる。	平成22年度検討・結論・措置	警察庁
----	---------------------------------------	--	----------------	-----

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
3. 農林・地域活性化分野				
⑦	道路使用許可等の弾力的運用及び申請手続の簡素化	歩道・車道空間を活用した地域の各種イベントを開催する場合、道路使用及び占有許可が取得しやすくなるよう、既に発出済みの道路使用許可及び占有許可の取扱いに係る通知等や道路占有許可に係る申請書の様式の統一化について、改めて周知徹底を行うとともに、申請手続の簡素化及び一層の弾力的運用を図ることについて、検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省、警察庁
⑧	アーケードに添架する装飾等の運用の緩和	各種イベントの装飾等をアーケードに適切に添架できるよう、添架期間や方法等に応じた許可の範囲について検討し、技術的助言(ガイドライン)を発出する。	平成23年度検討・結論・措置	国土交通省、総務省、警察庁

4. アジア経済戦略、金融等分野				
4-4. IT分野				
23	自動車関連情報のIT化	自動車の事故情報及び初年度からの自動車検査登録情報等について、個人情報保護に留意しながら、ITを活用した一元管理・公開の可能性を、警察庁と国土交通省の両省が協議の上、連携して検討を行う。	平成23年度検討・結論	警察庁、国土交通省
5. 消費者分野				
②	貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取りに対する規制強化	貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じる。	平成23年度中できる限り早期に措置	消費者庁、経済産業省、警察庁
		その一方で、貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得る。	平成23年度中に検討・結論	

「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望に対し、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
3	インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策の強化	有識者等により構成される総合セキュリティ対策会議において、平成21年9月から平成22年3月までの間、インターネット・オークションにおける盗品の流通実態及び警察と事業者等との連携の在り方等について検討する。	平成21年度検討・結論	警察庁

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項				
1	自動車保管場所標章の受領方法の見直し	自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用して申請等が行われた場合には、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署に出頭しなくても自動車保管場所標章を受領できることとするため、申請代理人が自動車保管場所標章を都道府県警察本部で一括して受領することを可能とする。	平成23年度	警察庁
2	インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策の強化	平成22年3月に総合セキュリティ対策会議で取りまとめられた報告書を踏まえ、インターネット・オークション事業者等に対する盗品の製造番号に係る情報提供及び窃盗犯等の検挙活動等の推進に向けて、事業者等と連携したインターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策を講じていく。	平成23年度	警察庁

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
8	交通事故証明書に係る利用者負担の軽減	交通事故証明書の交付に関しては、既に平成22年4月1日に手数料を一割引き下げたところであるが、更なる利用者の負担軽減について検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	警察庁
9	運転免許証更新時の教本配布の見直し	運転免許証更新時の教本配布の在り方について、公益法人に対する事業仕分けでの「実施機関を競争的に決定(事業規模は縮減)」という結論を踏まえたうえで検討を開始し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	警察庁
10	自動車教習所の料金に関する負担の軽減	自動車教習所の料金決定にかかる規制はなく、各自動車教習所において自由に決定し得るものであるが、今後、新たに免許を受けようとする者の負担を軽減する観点から、必要な措置を検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	警察庁
11	運転免許の学科試験に係る内容の見直し	運転免許の学科試験については、各都道府県において、国家公安委員会が作成する教則の内容の範囲内で実施されているが、当該試験の内容が受験者にとって、簡潔で分かりやすいものとなっているかという観点から、内容の見直しを検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	警察庁

「「国民の声」集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において実施するとされた事項				
1	自動車の保管場所証明申請時における所在図の廃止	自動車の保管場所の位置と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合を除き、自動車保管場所証明申請書への所在図(自動車保管場所証明書への交付の申請に係る使用の本拠の位置並びに当該申請に係る場所付近の道路及び目標となる地物を表示した当該申請に係る場所の所在図)の添付を不要とする。	平成23年度	警察庁

「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)

「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容				
「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
3	インターネット・オークションにおける盗品の流通防止策に関する効果の検証及び更なる対策等の検討	インターネット・オークションにおける盗品の流通防止については、事業者等と連携した取組が一部開始されているところ、施策の効果(盗品の流通量・検挙件数等)について早期に検証し、更なる対策の必要性や制度の在り方について検討する。	平成23年度のできる限り早期に検証、検討開始	警察庁

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期	
3. 農業分野				
⑥	農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施	農協の役割・在り方の検討の一環として、預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保の観点から、金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る。具体的には、農協に対する金融庁(財務局)の検査体制の整備状況を踏まえつつ、金融庁が農協の信用事業の検査を円滑に実施するという観点から、例えば、預金量が一定規模以上の場合、不祥事件の再発のような法令等遵守態勢・各種リスク管理態勢等の適切性が疑われる場合等、都道府県知事の要請の必要性等を含め、金融庁(財務局)及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための基準・指針等を農林水産省・金融庁が共同で作成することによって、農協検査の実効性を高める。	平成22年度中検討・結論	金融庁、農林水産省
		併せて、適正なガバナンスの確保及びコンプライアンス強化に向け、農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性の強化を図る。	平成22年度中措置	
4. その他分野				
(金融)				
①	特定融資枠契約(コミットメントライン)の借主の対象範囲の拡大	特定融資枠契約(コミットメントライン)に関する借り手側の理解度・ニーズについて、借り手側の属性(事業体・規模等)別に当該借り手側を代表する団体及び借り手側の業種等を所管する省庁からヒアリング等を実施するとともに、併せて貸し手側からもヒアリングを実施し、その結果を踏まえ検討の上、結論を得る。	平成22年度調査・検討・結論	金融庁、法務省
②	「新しい公共」を支える金融スキームの拡充(NPOバンクを通じたNPO等の資金調達円滑化)	「新しい公共」を担うNPO等の資金調達を円滑化するために以下の措置を行う。 ①いわゆるNPOバンクが行う生活困窮者向けの貸付け及び特定非営利活動(特定非営利活動促進法第二条第一項)として行われる貸付けについては、一定の要件の下に、指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務を免除し、総量規制の適用除外とする。 ②一定の要件を満たすNPOバンクについては、代替的な体制整備を要件に貸付業務経験者確保義務を免除する。	平成22年度措置	金融庁

④	金融商品取引法による四半期報告の簡素化	四半期報告書の記載事項の簡素化について検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁
---	---------------------	---------------------------------	-------------	-----

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項				
＜保育その他＞				
26	公開買付期間中における自己買付け	公開買付代理人が買付者の形式的基準による特別関係者である場合でも、東京証券取引所業務規程第66条に定める買付け(過誤訂正等のための買付け、顧客の注文を執行する際に生じた過誤による買付け等)ができるようにすることが適当か否か検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁
27	完全孫会社の役員向けストックオプションに係る有価証券届出書の届出免除	開示会社の完全孫会社の役職員を対象としたストックオプションの付与について、有価証券届出書の届出義務を免除することが可能か、投資家保護の観点も踏まえ検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁
28	発行者による上場株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化	公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等にとっての情報の一覧性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁
29	発行者以外の者による株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化	公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等にとっての情報の一覧性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁

30	ストックオプションの開示規制の適用除外	会社の取締役等のみ50名以上を勧誘の相手として1億円以上のストックオプションを発行した後(これのみでは開示規制はかからない)、6ヶ月以内に会社等の取締役等でない者を相手方として1億円未満の新株予約権証券を発行する場合を開示規制の適用除外とすることについて、投資家保護上の問題がないか等を見極めた上で検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁
31	公開買付届出書における「対象者の状況」の「その他」の記載事項の簡素化	公衆縦覧されている情報について、公開買付届出書における同内容の記載を必要があるか否かについて、株主等にとっての情報の一覧性にも配慮しつつ、検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁
32	公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書等の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化	四半期報告書(半期報告書)の提出については、「株券等の公開買付けに関するQ&A」(平成21年7月3日に公表)において、対象会社における役員の異動等、一定の重大な事由が生じていない限りは、四半期報告書の提出のみをもって、公開買付届出書に係る訂正届出書の提出事由とはならないことを明確化したところであり、有価証券報告書の提出についても、投資者保護に配慮しつつ、検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁
36	金融庁ホームページの適格機関投資家の公表方法における該当条項を示した専用のリストによる個社名での公表	適格機関投資家に該当するために届出(年4回)を要する者については、当該者が適格機関投資家であることを市場に対して周知を図る観点から、当該者を金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第8項に基づき、官報に公告するとともに、市場に対して一層の周知を図る観点から、金融庁のホームページにおいて任意で公表している。一方、金融商品取引業者、銀行及び保険会社等についても、適格機関投資家であることが一覧性をもって容易に確認することができる方策について、早期に検討し、結論を得た上、平成22年度中に措置を講ずる。	平成22年度検討・結論・措置	金融庁
37	有価証券届出書等における売出人の住所の記載方法の簡素化	個人情報保護に配慮し、個人である売出人の住所記載については、有価証券届出書の記載上の注意(企業内容等の開示に関する内閣府令)において市区町村までの記載で差し支えない旨を規定することについて、平成22年中に所要の措置を講ずる。	平成22年中措置	金融庁
38	株式公開に係る有価証券届出書等における記載内容(第三者割当等による取得者の概況)の柔軟化	有価証券届出書において「株式公開情報」として記載が求められている「第三者割当等の概況」のうち「取得者の概況」については、投資者保護上の観点から、重要性の認められない第三者割当について柔軟な記載が可能となるよう、平成22年中に所要の措置を講ずる。	平成22年中措置	金融庁

39	有価証券報告書等における事業等のリスクの記載時点の見直し	現行、継続開示書類に記載すべき「事業等のリスク」のうち重要事象等については、①有価証券報告書は事業年度末日現在、②四半期報告書・半期報告書は提出日現在の内容を記載しなければならないこととされている。「事業等のリスク」については、できる限り最新の情報を開示することが投資者保護の観点から重要であると考えられることから、対象とする事業年度、会計期間等における状況について開示を求める継続開示書類としての性格、提出会社の事務負担等を踏まえつつ、「事業等のリスク」の記載時点についての継続開示書類における統一的な取扱いについて、平成22年中に所要の措置を講ずる。	平成22年中措置	金融庁
40	有価証券届出書等における記載上の注意(自己株式の処分)の明確化	平成22年4月1日に施行された金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第78号)により、会社法第199条第1項に基づく自己株式の処分等を取得勧誘類似行為と規定したことを踏まえ、有価証券届出書に記載すべき有価証券の手取金の使途が新規発行による有価証券に限らなくなることから、有価証券届出書等の様式における「手取金の使途」に関する記載上の注意の表現の見直しについて、平成22年中に所要の措置を講ずる。	平成22年中措置	金融庁
41	金融商品取引所に上場している受益証券発行信託の受益証券にかかる、信託財産状況報告書の交付義務免除	信託財産状況報告書については、一定の受益者保護が図られている場合についてのみ、その交付義務を免除しているところである。受益証券が金融商品取引所に上場されている場合について、一定の受益者保護が図られている場合に該当するか、その実態を把握した上で交付義務の免除について検討し、結論を得た上で、平成22年度中に所要の措置を講ずる。	平成22年度検討・結論・措置	金融庁

別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項

<保育その他>

43	保険会社が海外不動産投資等を行う場合に障壁となる規制の見直しの検討	海外不動産投資を含む投資を行う保険会社の従属業務子会社の要件緩和につき、「議決権の総数の保有」に代わる基準の検討を行い、結論を得た上で平成22年に必要な措置を講じる。	平成22年検討・結論・措置	金融庁
44	銀行の投資専門子会社による劣後ローンの供給の解禁	銀行の投資専門子会社による、ベンチャービジネス会社及び事業再生途上の一般事業会社への資金供給の方法に劣後ローンによる資金供給も認めることにより、ベンチャー企業の育成、企業再生等を通じ、経済活性化を図るため、平成22年に必要な措置を講じる。	平成22年措置	金融庁

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表2 国を開く経済戦略分野を中心とした規制・制度改革事項				
7	外国企業等による英文開示の範囲拡大等、制度整備の実施	外国会社等による英文開示の範囲拡大等について、平成22年度中を目途に、必要な法制面の対応も含めて検討し、その検討結果を踏まえて、平成23年度以降、必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討・結論 平成23年度以降措置	金融庁
8	銀行本体によるファイナンス・リースの活用の解禁	銀行本体でファイナンス・リース業務の取扱いを行うことについては、主要行・地銀の多くで既にファイナンス・リース子会社を保有していることから現時点でどの程度のニーズがあるかを確認しつつ、銀行法その他業禁止の趣旨や当該業務を認めた場合の銀行による優越的地位濫用の防止の必要性等も踏まえながら、平成22年度中に、法改正を含めた必要な法制面での対応について検討し、その検討結果を受けて、平成23年度以降、必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討・結論 平成23年度以降措置	金融庁
9	保険会社が外国保険会社の買収等を行う場合に障壁となる規制の見直しの検討	保険会社が外国の保険会社を子会社等とする場合の当該外国の保険会社の子会社等の業務範囲規制のあり方について、法改正を含めた必要な法制面での対応も併せて平成22年度に検討し、平成23年度以降に結論を得て必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討 平成23年度以降結論・措置	金融庁
10	保険会社における資産運用比率規制の撤廃の検討	保険会社における資産運用比率規制に関し、その撤廃も含めた規制のあり方について、平成22年度に法改正を含めた必要な法制面での対応も併せて検討し、その検討結果を受けて、平成23年度以降必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討・結論 平成23年度以降措置	金融庁
11	プロ投資家を顧客とする投資運用業の規制緩和	プロ投資家を顧客とする投資運用業の登録要件等の規制のあり方について、平成22年度を目途に、法改正を含めた必要な対応を検討し、その検討結果を受けて、平成23年度以降、必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討・結論 平成23年度以降措置	金融庁

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
3. 農林・地域活性化分野				
⑬	コミュニティを支える中小企業の資金調達の多様化	地域住民の有する貯蓄を域内で直接的に活用し、商店街等を中心とする地域コミュニティを支える中小企業の資金調達の多様化を図ることに資するよう株式会社等として社債を発行する場合の金融商品取引法上の位置付けについて明確化を図り、周知する。	平成23年度措置	金融庁
4. アジア経済戦略、金融等分野				
4-3. 金融分野				
①	社債市場の活性化及び国際化の推進(社債以外の債務に付与されるコベナント情報の開示)	日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」での議論を踏まえ、銀行の融資実務への影響に加えて投資家保護の観点から、必要な情報の開示が適切に行われるよう検討する。	平成23年度検討、平成24年度結論	金融庁
②	社債市場の活性化及び国際化の推進(社債管理者の設置)	平成23年6月を目途に取りまとめを行うとされている日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」での議論を踏まえ、社債管理の在り方について検討を行う。	平成23年度検討・結論	金融庁、法務省
③	デリバティブ取引規制の運用(清算機関(CCP)・取引情報蓄積機関制度の細目の検討)	国内清算機関と外国清算機関との連携に係る連携金融商品債務引受業の認可に際しては、金融商品取引法に定める認可審査基準に基づき、担保が、リスク管理や利用者利便の観点から適切な水準となるよう対応を行う。取引情報蓄積機関制度の細目については、関係法令の施行(平成24年11月が期限)までに、利用者の負担等も考慮して内閣府令において定める。	平成24年度措置	金融庁
④	金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化	金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化については、会計基準のコンバージェンスの状況等を踏まえ、投資情報の有用性が損なわれないように留意しつつ、検討する。	平成24年検討開始	金融庁

⑤	有価証券報告書提出銀行の場合の決算公告の免除	有価証券報告書を提出している銀行について、会社法の規定にのっとり、決算公告を免除することを検討の上、結論を得る。	平成23年度検討・結論	金融庁
⑦	協調リースの集団投資スキーム持分の適用除外要件の明確化	協調リースについて、実態を踏まえ集団投資スキーム持分の適用除外要件への該当性を検討し、それを明確にする。	平成23年度調査・検討・結論	金融庁
⑧	異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁	イスラム金融取引に該当する受与信取引等のうち、銀行法に基づき銀行本体に認められる業務(以下「銀行業務」という。)と実質的に同視しうる取引(銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引)の銀行本体における取扱いについて必要な調査を行う。	平成23年度調査	金融庁
⑨	銀行の子会社の業務範囲の拡大 (リース子会社等の収入制限の緩和)	リース子会社における収入制限規制は、リース子会社の子会社を含むリース会社集団全体で判断すれば足り、リース子会社から発生する中古物品の売買・保守点検を専門に行う子会社については、当該リース子会社の一部門と同視できる場合は、単体での収入制限規制の適用を除外することも含め、リース会社集団内において、効率的に事業が行えるよう規制の見直しを検討する。	平成23年度検討・結論	金融庁
⑩	企業グループの組織再編に資する規制の見直し (1) 保険契約の包括移転に係る規制についての検討	保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、保険契約の移転単位、移転手続等について、保険契約者等の保護の観点も踏まえつつ、検討を行う。	平成23年度検討	金融庁
⑪	企業グループの組織再編に資する規制の見直し (2) 保険募集人等の委託の在り方の見直し	保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、復代理等も含めた保険募集人等の委託の在り方について、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者の保護を確保する観点も十分踏まえつつ、検討を行う。	平成23年度検討	金融庁
⑬	投資法人における「減資」制度の導入	欠損補てんのための出資総額の減少(減資)制度導入の可否につき、平成25年度までに行う投資信託・投資法人法制の見直しの検討及び制度整備の実施において、投資家保護、投資法人の導管体としての性質、ファイナンス手法の中での位置付け、求められるガバナンス等様々な観点に加え、税務会計上の取扱いと併せて総合的な検討を行う。	平成25年度結論	金融庁

「ハトミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「ハトミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望を検討した結果、各府省において実施するとされた事項				
2	公開買付けによって株券等を取得した公開買付者の大量保有報告書又は変更報告書並びに応募株主等の変更報告書による報告義務発生日に関する事項を追加	公開買付けによって株券等を取得した公開買付者の大量保有報告書又は変更報告書並びに応募株主等の変更報告書による報告義務発生日について明確化が図られるよう適切に対応する。	平成21年度	金融庁
3	「公開買付届出書」における「対象者の状況」の「株主の状況所有者別の状況」の記載	「公開買付届出書」の「第5 対象者の状況 3株主の状況」の「(1)所有者別の状況」における外国法人等の区分と、「有価証券報告書」の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」の「(5)所有者別状況」における外国法人等の区分をそろえる。	平成21年度	金融庁
4	信託受益権(特に不動産信託受益権、金銭債権信託受益権)の売買の媒介時における取引残高報告書の適用除外	金融商品取引業者等が金銭・有価証券を管理しない取引に係る取引残高報告書の交付を不要とするよう内閣府令を改正する。	平成21年度(措置済)	金融庁
5	第二種金融商品取引業者における取引残高報告書の交付義務の免除	金融商品取引業者等が金銭・有価証券を管理しない取引に係る取引残高報告書の交付を不要とするよう内閣府令を改正する。	平成21年度(措置済)	金融庁
6	公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書、四半期報告書(半期報告書)の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化について	公開買付期間中における買付者又は対象者による四半期報告書(半期報告書)提出の取扱いについて明確化する。	平成21年度(措置済)	金融庁

「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容

「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望に対し、各府省において「検討」等を行うとされた事項

4	再編時におけるグループ内法人向け債権への保証業務に関する規制緩和	子会社等による法人向け債権への保証業務に係る規制に関して、従来、グループ外への保証であったものが、再編によりグループ内への保証となってしまう場合の取扱いについて検討する。	平成21年度検討	金融庁
5	公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化について	公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書提出の取扱いについて、投資者保護に配慮しつつ、検討する。	平成22年度検討	金融庁

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項

3	EDINETの提出時間延長	増資の訂正届出書の提出について、受理時間の延長要望があった場合に、19時まで個別に対応する。また、その旨を開示ガイドラインに記載することにより、利用者に対し明確化を図る。	平成22年度	金融庁
4	各省庁・財務局等における登録会社等一覧のホームページ公表内容について、統一の基準での公表	利用者の利便の向上のため、金融庁で各財務局における公表様式の統一化を図る。	平成22年度	金融庁
5	有価証券届出書及び発行登録追補書類の様式(手取金の使途)と、記載上の注意の不整合について	平成22年4月に施行された「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」により、会社法第199条第1項に基づく自己株式の処分等を取得勧誘類似行為と規定したことを踏まえ、有価証券届出書に記載すべき有価証券の手取金の使途が新規発行による有価証券に限らなくなることから、有価証券届出書等の様式の表現について適切に見直しを行う。	平成22年度	金融庁
6	企業内容等の開示に関する内閣府令記載上の注意の改正	重要事象等を含む「事業等のリスク」の記載時点について、継続開示書類における取扱いを統一化する。	平成22年度	金融庁

「『国民の声集中受付月間(第1回)』において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容

「『国民の声集中受付月間(第1回)』において提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項

12	海外不動産投資を行う保険会社の従属業務子会社にかかる従属要件の適用の緩和	海外不動産投資を行う従属業務子会社の要件を緩和することについては、保険業の公共性にかんがみ、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点を踏まえつつ、検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁
13	銀行等に対する保険販売規制の緩和	銀行等に対する保険販売規制は、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものである。現行弊害防止措置は、今後実施するモニタリングの結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、所要の見直しを行う。	平成22年度検討・結論	金融庁
14	銀行本体におけるリース業務の取扱い解禁	銀行本体でファイナンス・リース業務の取扱いを行うことについては、主要行・地銀の多くで既にファイナンス・リース子会社を保有していることから現時点でどの程度ニーズがあるかを確認しつつ、銀行法その他業禁止の趣旨や当該業務を認めた場合の銀行による優越的地位濫用の防止の必要性、リース業界との調整状況も踏まえつつ、検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁
15	企業内容等開示府令の改正(発行登録制度におけるプログラム・アmount方式の柔軟化)	発行登録制度におけるプログラム・アmount方式の柔軟化について、機動的・弾力的な有価証券の発行による資金調達を可能とする一方、投資家の投資判断における十分な予見可能性を確保するといった要請を考慮しつつ、発行予定期間の延長、発行残高の対象となる有価証券の範囲の拡大等について検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁
16	金融庁ホームページの適格機関投資家の公表方法における該当条項を示した専用のリストによる個社名での公表	適格機関投資家に該当するために届出(年4回)を要する者については、当該者が適格機関投資家であることを市場に対して周知を図る観点から、当該者を金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第8項に基づき、官報に公告するとともに、市場に対して一層の周知を図る観点から、金融庁のHPにおいて任意で公表している。一方、金融商品取引業者、銀行及び保険会社等についても、適格機関投資家であることが一覧性をもって容易に確認することができる方策について検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁
17	有価証券届出書に記載する財務諸表の必要年限の見直し	有価証券届出書において最近5事業年度(6か月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の財務諸表を開示することにより、投資者に提出会社の業績等のトレンド情報を提供しようとするものであるが、投資者保護、海外における開示状況、提出会社の事務負担等を十分に踏まえつつ、開示期間の取扱いについて検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁

18	外国会社の継続開示義務の免除要件の見直し	国内発行株券や優先出資証券(以下「株券等」という。)については、①償還期限がないため、所有者が25名未満という募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出した場合の継続開示義務の免除要件を充足することはきわめて困難なこと、②株券等が流通性が有しないものとして開示義務が免除された場合でも、再び一定の流通性を有することとなる場合(株券等の所有者が1000名以上(外形基準)となった場合)には再び開示義務が課されることから直近5事業年度の末日すべてにおいて所有者が300名未満の場合に限って開示義務を免除することとしているものである。 外国株券についてもその株主が少数である場合には継続開示を求める必要性は低いと考えることから、継続開示が行われなくなった場合における国内株主の保護等を十分に考慮しつつ、一定の要件を満たす外国会社の継続開示義務の免除について検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁
19	外国会社が金融商品取引法の規定により提出する財務計算に関する書類(財務書類)の作成基準の認可プロセス	審査の考え方の明確化については、ガイドライン等において公表を行う方向で検討する。 また、審査期間については、一律の決定ができるものかどうかを含め検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁
20	決算関係報告書類の見直し	預金取扱金融機関による監督当局への決算関係報告書類のうち、他の報告書類と重複する項目等については、報告事務の簡素化の観点から、見直しを検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁
21	各種報告書類の定期的な見直し体制の整備	預金取扱金融機関による監督当局への報告の簡素化については、定期的に資料徴求の必要性を検証する仕組みを導入することも含め検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁
22	銀行法上の特定子会社の業務範囲の拡大	特定子会社の業務範囲について、資金を供給する業務として劣後ローンを認める方向で検討を行うほか、他の資金供給の方法についても別途検討を行う。	平成22年度検討・結論	金融庁
23	銀行代理業の許可要件等に関する規制緩和	銀行代理業の兼業承認について、承認対象外とする銀行子会社の範囲について利益相反を防止する観点を踏まえ検討を行う。	平成22年度検討・結論	金融庁
24	有報・四半報提出の度に行われる引受証券会社による社債の引受審査の期間短縮に向けた具体的指針の提示	証券会社による引受審査の実効性を確保しつつ、証券会社が効率的に引受審査を行い、企業がより機動的に社債を発行することができるようにするため、重要な虚偽記載等のある目論見書を使用した場合の民事責任の免責規定における「相当な注意」の考え方について明確化を図ることの必要性が認められることから、「相当な注意」に関する具体的な指針を提示することの可能性を含め検討を行う。	平成23年度検討・結論	金融庁

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において実施するとされた事項				
2	「有価証券届出書」における売出人の住所記載	個人情報保護に配慮し、個人である売出人の住所記載については、有価証券届出書の記載上の注意(企業内容等の開示に関する内閣府令)において市区町村までの記載で差し支えない旨を規定する。	平成22年度	金融庁
3	有価証券届出書(2号の4様式)の株式公開情報に含まれる「第四部株式公開情報第2第三者割当等の概況2 取得者の概況」に記載する内容を、一定の条件の下で簡略化すること	有価証券届出書において「株式公開情報」として記載が求められている「第三者割当等の概況」のうち「取得者の概況」については、投資者保護上の観点から、重要性の認められない第三者割当について柔軟な記載が可能となるよう検討を行う。	平成22年度	金融庁

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
2	金融商品取引所に上場している受益証券発行信託の受益証券にかかる、信託財産状況報告書の交付義務免除	信託財産状況報告書については、一定の受益者保護が図られている場合についてのみ、その交付義務を免除しているところである。受益証券が金融商品取引所に上場されている場合について、一定の受益者保護が図られている場合に該当するか、その実態を把握した上で検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁
3	銀行法上の特定子会社における特定資産を対象とするGP(ゼネラル・パートナー)業務の許容	GP業務の許容は困難であるが、特定子会社の業務範囲について、資金を供給する業務として劣後ローンを認める方向で検討をする。	平成22年度検討・結論	金融庁
4	自己株式に係る大量保有報告書提出義務の撤廃	大量保有報告書及び変更報告書の提出義務者から、発行会社自身を除くことが、大量保有の状況の透明性を確保する等の大量保有報告制度の趣旨に照らし適当か否かについて、自己株式に係る制度全体のあり方を踏まえ検討を行う。	平成22年度検討開始	金融庁

5	インサイダー取引規制における純粋持株会社の特例について	合併等の重要事実に係る軽微基準及び決算情報変更に係る重要事実について、上場会社等が純粋持株会社である場合に連結ベースの決算値を基準とすることについては、連結ベースを基準とする場合におけるその範囲や用いる数値基準の選択、更には純粋持株会社の単体ベースの売上高の変動を対象外とすべきか否か等の問題を含め、幅広く検討を行う。	平成22年度検討開始	金融庁
6	企業内容等の開示に関する内閣府令第14条の2第1項に定める訂正目論見書の公表方法に係る発行登録追補目論見書への準用	投資者に発行価格等の発行条件以外の事項が全て記載された発行登録目論見書が交付され、その後、発行価格等が確定され、その情報が発行登録目論見書に記載された方法(日刊紙2紙又は日刊紙1紙及びホームページでの閲覧等、企業内容等の開示に関する内閣府令第14条の2第1項に定める公表方法)により公表される場合に限り、当該公表を発行登録追補目論見書交付に代えることができるよう検討を行う。	平成22年度検討開始	金融庁
7	公開買付期間中における自己買付け	公開買付代理人が買付者の形式的基準による特別関係者である場合でも、東京証券取引所業務規程第66条に定める買付け(過誤訂正等のための買付け、顧客の注文を執行する際に生じた過誤による買付け等)ができるようにすることが適当か否か検討を行う。	平成22年度検討開始	金融庁
8	完全孫会社の役員向けストックオプションに係る有価証券届出書の届出免除	開示会社の完全孫会社の役職員を対象としたストックオプションの付与について、有価証券届出書の届出義務を免除することが可能か、投資家保護の観点も踏まえ検討を行う。	平成22年度検討開始	金融庁
9	発行者による上場株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化	公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等にとっての情報の一貫性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討する。	平成22年度検討開始	金融庁
10	発行者以外の者による株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化	公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等にとっての情報の一貫性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討する。	平成22年度検討開始	金融庁
11	ストックオプションの開示規制の適用除外	会社の取締役等のみ50名以上を勧誘の相手として1億円以上のストックオプションを発行した後(これのみでは開示規制はかからない)、6ヶ月以内に会社等の取締役等でない者を相手方として1億円未満の新株予約権証券を発行する場合を開示規制の適用除外とすることについて、投資家保護上の問題がないか等を見極めた上で検討する。	平成22年度検討開始	金融庁

12	公開買付届出書における「対象者の状況」の「その他」の記載事項の簡素化	公衆縦覧されている情報について、公開買付届出書における同内容の記載をする必要があるか否かについて、株主等にとっての情報の一覧性にも配慮しつつ、検討する。	平成22年度検討開始	金融庁
13	公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書等の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化	四半期報告書(半期報告書)の提出については、「株券等の公開買付けに関するQ&A」(平成21年7月3日に公表)において、対象会社における役員の異動等、一定の重大な事由が生じていない限りは、四半期報告書の提出のみをもって、公開買付届出書に係る訂正届出書の提案事由とはならないことを明確化したところであり、有価証券報告書の提出についても、投資者保護に配慮しつつ、併せて検討する。	平成22年度検討開始	金融庁

「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)

「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容				
「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項				
1	届出により機関投資家となった者の公表方法の改善	届出により適格機関投資家となった者について、適用日より前に官報及び金融庁ホームページで公表することとし、金融庁ホームページにおいては、ファイルを開く前に更新日が確認できるよう対応する。	平成23年度	金融庁
2	金融庁が公表している「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」の公表方法の改善	金融庁ホームページで公表している「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」について、利用者の利便の向上のため、Excelによる公表や更新日の記載を行う。	平成22年度 (措置済み)	金融庁
3	特定融資枠契約(コミットメントライン)の借主の対象範囲の拡大	特定融資枠契約(コミットメントライン)の借主の対象範囲を拡大する。	平成23年度	金融庁
4	銀行本体によるファイナンス・リースの活用の解禁	銀行本体によるファイナンス・リースの活用の解禁について、法改正を含めた必要な法制面での対応についての検討結果を受けて、関連法案を国会に提出する。	平成23年度	金融庁

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容

「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項

4	保険会社の共同行為の認可申請における記載事項の簡素化	保険会社が共同行為を行う際の認可申請書の記載事項から、代表者の住所を削除することについて検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	金融庁
5	認可を受けて共同行為を行う保険会社に課せられる届出事項の簡素化	認可を受けて共同行為を行う保険会社の代表者の住所が変更された場合に、その旨を届け出ることを不要とすることについて検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	金融庁
6	金融商品取引法上の特定投資家に該当する「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」の確認の容易化	金融商品取引法上の特定投資家に該当する「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」に該当する者について、容易に確認することができる方策の検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	金融庁
7	貸金業法に基づく報告事務の簡素化	事業報告書と業務報告書の重複する項目について、報告事務の簡素化の観点から見直しの検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	金融庁
8	学校法人向けシンジケートローンの金融商品取引法の適用除外	学校法人向けシンジケートローンを金融商品取引法の適用除外とすることについて検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	金融庁
9	保険持株会社の子法人(子会社を除く。)等、関連法人等の業務範囲規制の明確化	保険持株会社が、一般事業会社を含め、総株主等の議決権の百分の五十を超えない議決権を保有することについて、特段の制限がないことを監督指針上で明確化する。	平成23年度検討・結論	金融庁
10	振替一般債の供託の対象への追加	国(日本銀行・供託所)が供託物としての振替一般債を適正に受払保管することが、法令及びシステム上許容されるのかということについて、その費用対効果等に鑑み、関係省庁及び関係機関で検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	金融庁 法務省 財務省

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期	
3. 農業分野				
⑮	食品表示制度の見直し(食用油に係る原料原産地表示の導入等)	食用油の原料原産地表示の義務化について、生産者・販売者の負担にも配慮しながら、消費者の意見を広く聴きつつ、表示基準の改正の検討を進め、結論を得る。	平成22年度検討開始	消費者庁
⑯	米の農産物検査法(「年産」や「品種」の表示)のあり方について<一定の場合に農産物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に>	米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討開始・できる限り早期に結論	消費者庁、農林水産省
		登録検査機関が、検査を依頼された米について、販路に関わりなく、速やかに検査を行うよう、指導・監督を徹底する。	平成22年度上期措置	

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
5. 消費者分野				
①	マンション投資への悪質な勧誘に対する規制強化	マンション投資への悪質な勧誘から消費者を保護するため、契約締結前の行為規制及び契約締結後の消費者保護規定の充実について、実態把握の上、省令・通達改正で可能な措置は早急に講じるとともに、取引の安定性にも考慮して法的措置について検討し、結論を得る。	省令・通達で対応可能な措置は平成23年度前半に検討・結論・措置。法的措置については平成23年度中に検討・結論	国土交通省、消費者庁

【消費者庁】

②	貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取に対する規制強化	貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取から消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じる。	平成23年度中できるだけ早期に措置	消費者庁、経済産業省、警察庁
		その一方で、貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取から消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得る。	平成23年度中に検討・結論	

「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望に対し、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
6	食品表示に関するルールの整理	食品表示に関する一元的な法律の制定など、法制度の見直しに係る検討については、まずは各制度の運用改善を行う段階で、現行制度の問題点などを把握した上で、必要な法体系のあり方の整理・検討を行う。	平成21年度検討開始	消費者庁

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項				
7	食料油や加工食品に含まれるトランス脂肪酸の表示の促進	事業者が情報開示を行う際の指針となる「トランス脂肪酸の情報開示に関するガイドライン(仮称)」を取りまとめる。 これと並行して、食品事業者に対し、包装容器や自社HP、商品紹介の機会等、様々な場面を通じて、トランス脂肪酸に関する自主的な情報開示の取組を進めるよう要請する。	平成22年度	消費者庁

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
25	加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大	加工食品の原料原産地表示の義務付けについて、消費者委員会において議論いただけるよう、消費者庁として、調査・分析を進める。	平成22年度検討開始	消費者庁
26	遺伝子組換え食品の義務表示の拡大	遺伝子組換え食品の義務表示の拡大について、国際的な対応状況等を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分研究を行い、検討する。	平成22年度検討開始	消費者庁
27	健康や栄養に関する食品表示の制度の見直し	特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度のあり方を含め、いわゆる健康食品の表示の課題に関する検討を行い、とりまとめた論点整理については、消費者委員会に報告し、ご議論いただくほか、対応可能なものについては論点整理の結果を踏まえ必要な措置を講ずる。	平成22年度検討開始、可能な限り早期に結論	消費者庁

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
⑦	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検	平成17年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。	平成22年度中措置	経済産業省
		例示基準策定後、合理的な水素貯蔵量の基準について、許可に係る技術的助言を行う。	例示基準策定後、速やかに措置	国土交通省
		平成27年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、安全確保の観点から行われている規制のうち、事業化を阻害している規制について、技術進歩を見極めつつ、また、国際標準の議論にも配慮し、技術の進展に円滑に対応できる性能規定化を図るよう、再点検を行う。再点検及びその結果を踏まえた対応について、関係省庁(経済産業省・国土交通省・消防庁)間にて調整した上で、今後の具体的な工程表を作成する。	平成22年中措置	総務省、経済産業省、国土交通省
2. ライフイノベーション分野				
⑦	救急患者の搬送・受入実態の見える化	救急搬送及び医療機関における受入体制を強化するためには、改正消防法により地域における救急搬送・受入状況を踏まえて実施基準を策定することとされている都道府県が、実施基準を実効的なものとする上で必要な情報について消防機関の保有する救急搬送のデータと医療機関が保有する予後のデータをリンクさせて総合的に調査・分析することが重要であり、都道府県におけるこれらの取組を促進させるための方策について総務省と厚生労働省で検討を進める。	平成22年度検討開始	総務省、厚生労働省

4. その他分野				
(その他)				
①	石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査の合理化	容量1万kl以上の新法タンクについて、連続板厚測定により、腐食の進行をより正確に把握した上で、タンクの開放検査周期の延長を検討し、結論を得る。	平成22年度中検討・結論	総務省
		また、その成果を踏まえ、専門的知見を有する者との情報交換・連携に努めながら、特定屋外貯蔵タンクに係る保安検査の開放周期の在り方について総合的に検討する。	平成22年度中検討開始	

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項				
＜医療・介護＞				
19	ドクターヘリの運行を請け負う航空事業者に対する消防用無線局及び医療・福祉用無線局に係る規制の見直し	ドクターヘリに搭載されている消防用無線及び医療・福祉用無線について、消防・救急活動における一元的な指揮による効果的な活動体制が担保されることを条件として、消防組織以外の者に対しても平成22年度中に消防用無線局の免許を与えることを可能とする。	平成22年度措置	総務省
別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項				
＜環境・エネルギー＞				
11	エコカー普及にかかる制度整備(電気自動車の充電スタンドの設置規制の統一化)	エコカーの普及を促進するため、充電スタンドの設置にあたって、設置場所(床面からの距離確保)及び管理体制(目視監視・監視カメラ設置)等について、地域により取扱いが異なることから、平成23年度中のできるだけ早期に技術面・安全面に関する規制の適用を明確化し、統一的なルールを定める。	平成22年度検討開始、平成23年度中のできるだけ早期に結論・措置	総務省

<保育その他>				
35	電波の有効利用のための制度の見直し	(1)割り当て済みの電波について、より必要性の高い用途に利用できるよう、既存の利用者を他の周波数へ速やかに移行させ、迅速かつ円滑に周波数を再編するための方策について平成22年度に検討、結論を得、平成23年度に措置する。 (2)再編に要するコストについて、再編後の周波数を新たに利用する者が、市場原理を活用して負担する等、オークション制度の考え方も取り入れた措置について平成22年度に検討、結論を得、平成23年度に措置する。	平成22年度検討・結論、平成23年度措置	総務省
36	行政データベースの民間における利用・活用	統計法に規定される事業所母集団データベースの民間における情報の利用・活用に関し、対象とする情報の範囲等について早急に検討を開始し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	総務省
37	公的個人認証サービスの民間事業者への利用拡大	公的個人認証サービスについて、民間事業者がオンラインでリアルタイムに本人の認証・確認ができる仕組みを整備することについて、平成22年度から検討を開始する。	平成22年度検討開始	総務省 内閣官房
42	ホワイトスペース活用の実現について	いわゆるホワイトスペース(放送用などある目的のために割り当てられているが地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数のこと)活用の実現に向けて、平成22年度に「ホワイトスペース特区」などにおいて地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証などを行い、この結果を踏まえ、平成23年度に環境整備を行う。	平成22年度検討開始、平成23年度措置	総務省

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
3. 農林・地域活性化分野				
⑧	アーケードに添架する装飾等の運用の緩和	各種イベントの装飾等をアーケードに適切に添架できるよう、添架期間や方法等に応じた許可の範囲について検討し、技術的助言(ガイドライン)を発出する。	平成23年度検討・結論・措置	国土交通省、総務省、警察庁
⑪	地域のコンビナートにおいて協業を進める上で障害となる規制の見直し	近隣の事業所間を埋設配管以外の配管で接続する場合、万一の事故時に延焼防止を図るとともに安全かつ適切な消防活動ができるように空地を設けて設置する必要があるが、配管経路や配管の構造によっては、省エネ効果の低減等、課題が生じる場合もあると考えられる。事業所間を接続する配管のうち、当該事業所内の部分については、事業所ごとの実態に合わせて、万一の事故時に延焼防止に有効でありかつ消防活動が安全かつ適切に実施できる措置がとられていることについて事業所が検証し市町村長等が適切であると確認した場合には、必要な空地を減ずることができる(空地を不要とすることを含む。)旨を通知により明らかにするとともに、その具体的な方策について例示する。	平成23年度措置	総務省
4. アジア経済戦略、金融等分野				
4-4. IT分野				
⑤	公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直し	公益事業者の共架申請様式の統一化・簡素化、申請手続の簡素化及び電柱強度の考え方等について、実態の調査・把握に努め、その結果を踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しについて検討する。	平成23年度検討・結論	総務省
⑥	光ファイバーケーブルの部分開放ルール(引込区間の開放)	NTT東西が電柱から顧客(ビル等)の間に敷設する引込線と他事業者の設備を電柱上の接続箱等で接続する場合など、新たな接続形態による接続要望について、具体的な要望内容、技術的な可能性及びNTT東西に対する経済的負担の程度を踏まえた上で、光ファイバーケーブルの部分開放(アンバンドリング)に関するルールの明確化を図る。	平成23年度検討・結論	総務省

⑦	有線電気通信法における設置手続の簡素化・電子化	行政手続の簡素化の観点から、事業者の要望等を踏まえつつ、申請業務の簡素化を実現すべく、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省
⑨	電気通信分野におけるユニバーサルサービスの考え方の基本的転換	総務省における「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」の検討・結論を踏まえ、早期の制度措置を図る。	平成23年度措置	総務省
⑩	IP電話の品質基準の見直し	将来のIP網の普及を前提とした品質基準の在り方について、我が国独自のものではなく、国際的に整合性の取れたものとすべく、実際のユーザ体感品質(QoE)に係る国際標準化機関における標準化活動に積極的に参画し、検討を進める。	平成23年度検討、国際標準化の結果を踏まえて結論	総務省
⑪	固定電話における番号提供条件(番号区画)の見直し	将来のIP網の普及を前提とした番号の在り方について検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省
⑫	無線IP電話への電話番号付与の実現	無線IP電話への電話番号の付与条件について、周知・徹底を図る。	平成23年度早期措置	総務省
⑬	携帯電話の番号要件に係るNTT東西との直接接続条件の見直し	ネットワークの品質や信頼性の確保が技術的に担保可能である点を確認の上で、NTT東西への直接接続だけではなく、他の電気通信事業者の網を介しての網間信号接続が可能となるよう措置する。	平成23年度検討・結論・措置	総務省
⑭	無線局免許状の管理・保管の負担軽減	無線局免許状を電子化して交付する等、免許状の管理・保管の負担を軽減するための方策について検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省
⑮	無線局の設置場所についての記載方法の簡素化	無線局の開局・変更申請などにおいて、原則、無線局の住所に物件名までの記載が不要である旨について、周知・徹底する。	平成23年度早期措置	総務省
⑯	無線局の開局目的の簡素化	申請業務の簡素化・効率化の観点及び着実な無線局の監督管理の観点から、無線局の目的区分の大きくくり化に関して、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省
⑰	携帯電話エリア整備事業(伝送路)における各種申請手続の簡素化	申請者(地方自治体及び携帯電話事業者)及び総務省側の業務量削減の観点から、必要最低限の申請書類で済むよう、提出書類の簡素化について、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省

⑱	携帯電話の効率的エリア拡充に向けたネットワークシェアリングのためのルール整備	携帯事業者等の間におけるネットワークシェアリングに向けた事業者間協議が円滑に実施できるように、事業者の要望等を踏まえ、課題解決に向けて更なる取組を検討する。	平成23年度検討・結論	総務省
⑲	電波の医療機器への影響に関するガイドラインにおける携帯電話分類の明確化	ガイドライン(各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針)の記載について、第二世代携帯電話サービス終了時に合わせて見直しを行う。	平成23年度検討・結論	総務省
⑳	航空機に搭載された無線装置の定期検査の簡素化	航空機の無線機器の信頼度は日々向上しており、総合試験(飛行試験)により信頼性管理が十分に可能であることを考慮し、また、事業者負担の軽減の観点から、当該部品を機体から取り外す必要のある「電気的特性の点検」の検査に関して、更なる簡素化の措置(定期検査内容の緩和、定期点検の延長措置等)について、実態の把握に努め検討、結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
⑭	リチウムイオン電池の取扱規制の見直し	リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。	平成23年度検討開始、平成24年度結論、結論を得次第措置	総務省

「ハトミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「ハトミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望を検討した結果、各府省において実施するとされた事項				
7	地方自治体におけるエルタックス導入促進	エルタックスに未加入の地方自治体に対して、エルタックスの加入についての積極的な働きかけを行う。また、エルタックスに加入する団体で、電子申告未実施の団体については、速やかに電子申告が開始されるよう働きかけを行う。	平成21年度以降も継続的に実施	総務省

「ハトミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望に対し、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
7	公的個人認証サービスの署名検証者の民間事業者への拡大	外部の有識者からなる検討会(公的個人認証サービス普及拡大検討会)を開催し、民間事業者などの意見も伺いながら、民間で公的個人認証サービスを利用できるようにするための検討を進め、平成22年6月頃を目途に一定の結論を得る。	平成22年度検討・結論	総務省
8	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(本人確認書類として、日本国内に住居を有している外国人に対する大使館・領事館・米軍等の発行する本人確認書類の追加)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、本人確認書類として、日本国内に住居を有している外国人に対する大使館・領事館・米軍等の発行する本人確認書類を追加することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度検討・結論	総務省
9	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(本人確認書類として、再入国許可証の追加)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、本人確認書類として、再入国許可証を追加することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度検討・結論	総務省

【総務省】

10	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(日本国内に住居を有していない外国人に対する本人確認方法として、郵送による本人確認の容認)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、日本国内に住居を有していない外国人に対する本人確認方法として、郵送による本人確認を容認することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度検討・結論	総務省
11	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(上場企業及び学校法人に対する非対面の貸与契約における、通信可能端末設備等の非対面取引要件の緩和)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、上場企業及び学校法人に対する非対面の貸与契約における、通信可能端末設備等の非対面取引要件を緩和することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度検討・結論	総務省
12	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(対面時貸与時本人確認について、顔写真の付された学生証・社員証を補助書類とする本人確認方法を追加)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、対面時貸与時本人確認について、顔写真の付された学生証・社員証を補助書類とする本人確認方法を追加することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度検討・結論	総務省
13	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(貸与時本人確認の際に、法人としての本人確認が免除される対象に、上場企業及び学校法人を追加)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、貸与時本人確認の際に、法人としての本人確認が免除される対象に、上場企業及び学校法人を追加することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度検討・結論	総務省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項				
8	ブロードバンドサービスの全国整備	2015年頃を目途に、すべての世帯でブロードバンドサービスの利用を実現する「光の道」構想について、「光の道」の整備、国民の「光の道」へのアクセス権の保障等についての基本的な方向性をとりまとめる。	平成22年度 (措置済)	総務省
9	電気通信役務利用放送法における登録手続きの簡素化	電気通信役務利用放送法に基づき、電気通信役務利用放送を行う際に、設備上の変更が無ければ、電気通信事業用途の権原をもって電気通信役務利用放送設備の利用における権原とみなすこととする。	平成22年度 (措置済)	総務省
10	統計調査の精度について判断基準の公表	平成17年に策定された「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を平成22年3月に改定し、「統計の品質に関する目標の設定」として、「各府省は(中略)客観的かつ定量的な指標についての目標を設定する」と新たに規定のうえ、各府省間で申し合わせる。	平成21年度 (措置済)	総務省
11	改正住民基本台帳法に対応した住民基本台帳システムの改修等に係る財政措置について	「住民基本台帳システム改修等に係る経費」として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に対応するための、市町村における既存住民基本台帳システムの改修等に係る経費について、所要の地方交付税措置を講じる。	平成22年度	総務省
12	企業年金における住基ネット情報の利用	企業年金が、企業年金基金連合会を通じて、住基ネットから加入者の住所情報等を取得できるようにする。	第174回国会法案提出	総務省 厚生労働省

「『国民の声集中受付月間(第1回)』において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容

「『国民の声集中受付月間(第1回)』において提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項

3	情報システムの政府調達に係る制度、指針、慣習等の見直し	ITを活用した行政の効率化、行政サービスの向上及び調達コストの低減等に資するべく、情報システムに係る政府調達の在り方について、検討し、結論を得る。	平成22年度検討開始、可能な限り早期に結論	内閣官房 総務省
4	行政文書の開示請求手続き等に関する見直し	行政文書の開示請求手続きを含む情報公開制度について、行政機関が保有する情報を公開し、意思決定過程の透明化を図る観点から、行政透明化検討チームにて、本制度を利用しやすいものとなるよう検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	内閣官房 内閣府 総務省
6	社会保障及び税に関わる番号制度の導入	平成22年2月より「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」において、社会保障及び税に関わる番号制度の導入を検討しており、複数の選択肢の整理等を行い、1年以内を目処に結論を得る。	平成22年度検討・結論	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省
7	地方行政に対する国庫の補助金廃止	現在、地域主権戦略会議において、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にすることについて検討中である。地域主権戦略大綱(仮称)に、その基本的考え方を盛り込み、平成23年度から段階的に実施していくことを目指し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	内閣府 総務省
28	官民連携による水道事業の国際展開に関する法的枠組みの整備	水道事業の国際展開について、地方公務員の協力の在り方も含めて、検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論	総務省
29	2以上の事業を通じて1の特別会計を設けることのできる特例の拡大	上水道事業と下水道事業を一つの特別会計とすることについて、地方公共団体の意見等を伺いながら、関係法令の整合性や事業の経営状況の明確化等の観点も踏まえつつ、検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討開始、可能な限り早期に結論	総務省
30	年度開始前の入札の容認	総務省において開催している「地方行財政検討会議」における検討項目の一つとされている「財務会計制度の見直し」の中で、年度開始前の入札を可能とすべきとの提案を踏まえて検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論	総務省
31	移動通信システム用700・900MHz帯周波数割当の国際協調	700・900MHz帯周波数を利用する移動通信に関する検討を進め、国際的に広く使用される予定の周波数割当とのハーモナイゼーションについて結論を得る。	平成22年度検討・結論	総務省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において実施するとされた事項				
4	委託放送事業の制度見直し・手続きの簡素化	衛星放送のうち、一般衛星放送(BS放送及び東経110度CSデジタル放送以外の衛星放送)については、認定制から登録制とし、委託放送事項の変更の許可及び委託放送事業者の地位の承継の認可は、届出制とする制度改正を実施する。	第174回国会法案提出	総務省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
14	ドクターヘリの運行を請け負う航空事業者に対する消防用無線局及び医療・福祉用無線局に係る規制の見直し	ドクターヘリに搭載されている消防用無線及び医療・福祉用無線について、消防・救急活動における一元的な指揮による効果的な活動体制が担保されることを条件として、消防組織以外の者に対しても消防用無線局の免許を与えることについて検討を行う。	平成22年度検討・結論	総務省

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容				
「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項				
5	広域連合の運営等に係る制度改革	広域連合に執行機関としての合議制の理事会を置くことができることとすることを含む地方自治法の一部改正案を国会に提出する。	平成23年度	総務省
6	危険物消火設備としての窒素消火設備の追加	窒素を用いた消火設備について、「ガス系消火設備の基準に関する調査検討会」において、製造所等に窒素を用いた消火設備を設置する場合に必要な技術基準について検討を行ってきたところ、当該検討の結論に基づき、関係法令の改正に向けて措置を講ずる。	平成23年度	総務省

【総務省】

7	災害時や断水時に備えるためのトイレ対策	消防庁防災マニュアル「震災対策啓発資料」、緊急物資等の備蓄・調達に係る基本的な考え方について、よりわかりやすいホームページとなるよう更新する。	平成23年度	総務省
8	コンテナ型データセンターに係る消防法上の取扱いの見直し	建築基準法上の建築物の対象外となるコンテナ型データセンターに係る消防法上の取扱いについて運用の指針を明確化し、消防機関等について周知を徹底する。	平成22年度 (措置済み)	総務省

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容

「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項

2	国から広域連合への権限移譲に係る制度改善	広域連合から権限移譲の要請を受けた後の国の対応について、「アクション・プラン」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	内閣府 総務省
11	消防設備士免状の自主返納の検討	消防設備士の免状所有者の生活環境の変化等により、消防設備士資格を不要と考える者が現れていることを踏まえ、当該資格の全部又は一部に係る免状の自主返納を受け付ける方策について検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省
12	ワンセグ広範囲放送の商業利用の認可	ホワイトスペース特区においてホワイトスペースを活用したエリアワンセグ放送システム等について地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証実験を進め、必要な環境整備を行うことについて検討を行い、結論を得る。また、ワンセグの実験試験局の免許申請に際しては、電波の混信によって地上デジタルテレビ放送の視聴者に受信障害を与えないよう審査を行うとともに、今後も免許手続の効率化を図る。	平成22年度検討開始・ 平成23年度結論	総務省
13	政府統計情報の二次活用の促進	統計調査情報の利用拡大が図れるよう、オーダーメイド集計や匿名データの作成・提供について、目的外利用に対する国民の理解の確保、匿名化技術の確立及び検証、費用負担の調整等の課題について検討を開始し、結論を得る。	平成23年度検討開始・ 平成24年度結論	総務省